$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

	を与えた場合
	法第二十六条第一項の
	の取得の許可をした場合
	法第二十二条第二項の規定により永住者の在留資
	おいて準用する場合を含む。)において準用する
	へ 法第二十二条の二第四項 (法第二十二条の三に
	許可をした場合
	法第二十条第三項の規定により在留資格の取得の
	おいて準用する場合を含む。)において準用する
	た場合
	二 法第二十二条第二項の規定により永住許可をし
	新の許可をした場合
	法第二十一条第
	の許可をした場合
る場合	ロ 法第二十条第三項の規定により在留資格の変更
あつて、当該外国人が在留資格をもつて在留してい	可した場合
一項の規定により難民旅行証明書を交付した場合で	イ 法第十二条第一項の規定により上陸を特別に許
の許可を与えた場合又は法第六十一条の二の十二第	外国人が在留資格をもつて在留しているとき。
外国人に法第二十六条第一項の規定により再入国	外国人について、次に掲げる場合であつて、当該
場合は、次に掲げる場合とする。	場合は、次に掲げる場合とする。
第四条の二 法第五条の二に規定する法務省令で定める	第四条の二 法第五条の二に規定する法務省令で定める
(上陸の拒否の特例)	(上陸の拒否の特例)
現行	改 正 後
( 傍緩部分に改正部分)	

チ 可 U 法 た 第 合 十 ഗ 規 定 に ょ 1) 在 留 を 特 別 に 許

IJ を 法 別 第 許 +回 条 た の 合 の 第 項 の 規 定 に ょ 1) 在 留

ヌ 民 旅 行 第 証六に +書 を 条 し 交 の 付 の し た + 合 第 項 の 規 定 に ょ IJ 難

ル す 六 1 + る か 5 権 九 ヌ明 限 条 ま の で 委 に 任 の 規 準 を 受 ず 定 け に る 場場 た ょ IJ 合 方 ح 法 λ し る 玉 第 て 法 五 よ合理 条 務 局 大 の 長 臣 を に 含規法

他との号受のを ٢ け査交外む定第 特な由第た証付国 つっ七場へし人次 別 のて以号合法たに号理か下、で務場法に か で務場法に 理 下 5 ¬ 第 あ 大 合 第 お の が相特九つ臣又七い 当定号 て、 とは条て の事又 の外の同 期由は法協国二じ 間 第第議人第 がと九五をが一 務 大経い号条経旅項が地 臣 うの第た券の認 過 ーもに規め が し 認  $\overline{\phantom{a}}$ に項の日定 て いに該第に本に場管 め ることで る と 当 四限国 する 号、 る 領 IJ 事 証 そる特第〜 官明 のこ定五を等書

他との号受のを

規特な由第た証付国

定別つへ七場へし人 のて以号合法たに

下

が相特九

るの事又

と期

て

る該

こ当

こ

لح

条法間の務が

け査交外

で務場法

つ臣又七

の外の

¬第あ大合第

由は法協国二

○に項の日定

当四限国

そる特第~官明

定五を等書

第第議人第

一もに規

本に

る領リ

当定号てとは条

務がと九五をが一

大経い号条経旅項

臣過うの第た券のへし。ニーもに規

いに該第に

当 す 号 す る `

を

受

け

た に

地

方

λ

玉

管 第

理

局

長

を

含

む

が

認

め 限 九 の条

る

ののと事

よ理か

り由ら

法あ

五

に

規

定 す 第

る六

権十

委 の の

由

あ

る

۲

法

2

△ 合 任 同 上

陸

第

陸

一う五へ 項と条上

規る法の

定外第申

に国六請

よ人条ぐ

りは第

入別項

国記の

の第規

許六定

可号に

を様よ

受式り

けへ上

て 法 陸

い第の

+

法条し

六を

申

請

る

者

再

のす

条

の

第

項

の

規

定

に

ょ

1)

再

λ

玉

の

許

可

を

受

2

略

け第第よ 第 条一う五へ の項と 条 上 のす の規る法の 十定外第申 に国六請 第よ人条 一りは第 項再 の入別項 規国記の 定の第規 に許六定 ょ 可号に IJ を様よ 交受式り 付けへ上 を又法陸 受は第の け法二申 た第十請 難六六 民十条し 旅一第よ

- 2 -

いに書の よを十 も る所 の 書持第第 ۲ 面 し み て項項 通いのに さ る 規お を れ 入 者 定 い る 国にに て 者 審あよ同 つり 查 じ 含 て交 官 む には付 提別を又第 出記受は し第け法条 な六た第第 け号難六 れの民十 頂 ば二旅一及 な様行条び ら式証の 第 なし 明二

2 略

4 す所はい る 定 そ な 前 3 事のい項 項船とのへ を舶き場 記等は合 載を に し運当 お 航該い そす外 て のる国 者運人申 に送の請 代業乗 を わ者つ 代 つがてわ て き つ 申第た て 請 一船行 す項舶 う るの等同 も書の行 の面長者 とに又が

5 「 い指の算 う。 定た機法 すめは第 るに 六 に条略に入用出条 設国い入第 置管 ら国三 す理れの項 る官る公に も署 電正規 子な定 **の** 〜 と以 計管 す す 算理る 下 る 機を法 指 で図 務 ある省 定 つた令 λ 玉 てめで 管 の定 理法個め 務人る 官

署

大の電

臣識子

5

とが別計

5

10 6

9

は法

げ三

る項

と第

お五

り号

とに

す規

る定

す

る

法

務

省

令

で

定

め

る

第

次六个

る又援百準 もは学七用号学 校 の専校十 す る第教へ 若 学 し 条 場 八 育 略 掲 第 校 くに合十法 のは規 を三 施 高 実 高定含条行 施 等 す 規 専 る 同則 課 さ れ程門教ンるに学育、 規  $\overline{\phantom{a}}$ 学 育 則昭 る に 本 あ 校 課 第 第 和 邦 つの程百百 + 外て専  $\sim$  二 八 は攻高 十 条 の 八第 科等 地 年 域こ若学条 文 にれし校若項部 < しに省 < 相 は特 くお令 当別別はい第 行す科支第て十

> れの行 ばニ 証 な様明 ら式 書 な〜 を いに所 よ持 るし 書 て 面上 陸 通す をる 入 者 国に 審あ 査 つ 官て には 提 別 出記 し第 な六 け号

4 2 上

を 舶 き 記等は前3 載を 項 し運 当のへ 航該場同 そす外合 のる国に 者運人お に送のい 代業乗 て わ者つ つがて 申 て き請 申第た を 請 一船代 す 項 舶 行 るの等 す も書のる の面長者 とに又が す所はい る定そな 事のい 項船と

指の算 定た機法 すめは第 るに 六 入用出条 国い入第 ら国三 管 理れの項 官 る公に 署 電正規 に子な定 設計管す 置算理る す機を法 る で図務 もある省 の つた令 ٢ てめで す の定 る法個め 務 人 る 大の電 臣識子 が別計

10 6 5 第 第 上

者 は法 9 次六个 上へに条同 掲 上げ三 る項 لح 第 お五 り号 لح に す規 る 定 す る 法 務 省 令 で 定 め

る

5 Ξ 同

四一 同

イの法学う学程に 通務校 ト市び市ハ知大のつの特加 を臣区の高別す ヘ村五村へしに分生等支る 略の項へ略た対に徒課援本 教を特ンもし応又程学邦 のてじはへ校の 当そ学以の高 該れ生下高等 学ぞでこ等学 校れあの部校 の当つ号 長該てに高中 が各 お等 身号次い専教 元にのて門育 保定各 ¬ 学 学 証め号学校校 をるに校又の 行者掲 は後 うかげと専期 旨らるい修課

5

及 `を 下む 同 じ第 五  $\smile$  +の九 設 条 置の す六 る第 学 四 校項

Ś

る

学市八

市へ同

町 特 上

村別一

の区

教を

育含

委む

会以

下

同

じ

の

設

置

す

員

村へ

校町

朩 (

六へ

2 第 +す た 内 九 前条在 U に 条 た 撮 の第も影の二資 + + の さ 申 九 ۲ れ 請 へ 認 第条し た も当っ の 項項 九かのた 、 つ 第 で 7 第第 別 + 項 裏 表 は 第 九 面 条第に 写 + の 氏の真 + 九 名 条を に 申 の記定請 第 +入めの 第 項 第し る日 た 要 及 前 項も び 件 第 の を 月 第 と 満 以

資れうて項場

じ

第二十

五

条

第

五

い項四

料同と同

のる

提に第葉

しげのび

け資欄当並

れ料に該び

ば及掲外に

なびげ国第

そる人

なの活が十

い他動本五

とじお

な

る

参に邦条

考応に第

そてに

べれ行お

きぞおい

三並

中に頃

各表す

通下別

を欄表

出掲

なる

5

の頃

第

条

第

<u>-</u> +

条

第

+

る条

第

第

+

の

Ξ

に

l١

て

準

お頃

項項

三二項十

合

を

含

む

第

+ 条

条 Ξ

第 第

第

+

条 用

第 す 項の留 格 町 第 町 に略定 証 明 育除別 書 委き区 員 会以含

> 朩 5 資 1 格 認 同 上 明

2 第 なの活が 六~ い 他 動 本 前 条 在 参に邦項の留 考応にの二 とじお申 ` い 請 へ るそてに同定 べれ行当上証 きぞおた〜 資れうつ 料同とて 各表すは 通下別写 を欄表真 出揭三葉 しげの及 なる中び け資欄当 れ料に該 ば及掲外 なびげ国

な のる 提に第一 らそる人

- 4 -

第 5 て交る二式七〜 をめを第しし 第い 次法へは付者十は条上 行 る 受 ーなと七て第へ 6 第略別を又六 う 申け号いい条相一 た及 掲 九 記受は条別法許 も請 うの当項 者びこ との げ条 第 け 法 第 記 第 可 略 外への 書 る第 国略と並 第の一第認規 七た第一第九の が と四 すび 場は二 号難六項七条証 人 め定 ` の民十の号第印 るに 号 合 項 お項 の るに 法 第当にに地に場か りに 三旅一規様一 ح 様行条定式項 定 該つお方規合か 規 す 式証のに又に 代 頂 外いい入定にわ 定 ○明二よは規 る す 理 に 国てて国すはら る 人はは管る に書のり別定 人 定 法 よを十再記す め 等 理代本 に当次局理邦地 る所 る 務 入第る 代該のに人に方 省 持第国七上 写 令 しーの号陸 真 わ外各出へあ入 て項許の許 及 つ国号頭以る国 で 定 いの可二 び て人にす 可 下外管 第等 掲 る る規を様の め 資 ¬ 国 理 一かげこ外人局 者 定 受 式 証 る 料 ににけへ印 の項らると国又長 事 頂 あよて法の に依者を人はに つりい第様 は 出定頼へ要等法お 第 3 2 4 3 5 別け法二式七へ 第しら とめを 第い す る 受 \_ へ へ 記 た 第 十 は 条 上 6 理 不能満 なと七て第へ 同同第難六六 陸 る 申け号いい条相 人 力 た 上上七民十条別法許 請た及 ~ に う の 分 を な 該 当項上 者びこ 号旅一第記第可 同限な 欠 ١١ 外へ < の行条一第九の 者 国同 及一 第の〜 第 認規 上る 者 がニ で 常 又 場は 三証の項七条証 人上 び め定 様 明 二の号第印 以 あ 況 は の 第 号 合 項るに 当にに地に場か 式書の規様 下 る こ 精法 を十定式項 同場 項該つお方規合か あ 神 定 に所二に又に じ 合 る 上 代 に 外いい入定にわ 国てて国すはら よ持第よは規 に 者 理 の 定 るし 一り別定 お|若|障 人はは管る 人 め て項再記す る等 理代本 け し 害 当 資に当次局理邦地 上の入第る < に る 当 料代該のに人に方 陸 規国七上 は ょ 該 す 該 そ 1) 外 のわ外各出へあ入 定の号陸 る に許の許 外 の事 提 つ国号頭以る国 国 能理 出て人に 者 よ可 可 玉 す 下 外 管 第 等 掲 る にりを様の 力 を が を ¬ 国 理 あ交受式証 が 弁 行一かげこ外人局 の +う項らると国又長 つ付けへ印 著 識 法

定

す歳

る

に

<

もに依者を人はに

の定頼へ要等法お

てを又法の

は受は第様

2 第 5 る第七へ 電算 子機法 計は第  $\equiv$ け 定 の ۲ 第た れ 者外九条記 地 登国条の録 する。 永住 玉 七 者 ば 六 域 日中 旅 玉 <del>-</del> 等 算 l١ 別 本 長 券 録 人 第 九 λ な管 を 略 籍 う。 国 が四、項 機出条へ 者 ら理 玉 の 永 期 希 以 の ない。 号 。 住 に 出 ۲ 項 そ 望 で 入 第 略 在 再 下 玉 の い同ののす 兀 理 者 あ λ 留 あ す λ 国 つて 平 う。 条 規 に の項 官 以 者 玉 上る つ る 証 玉 第定陸外 下 管 出 和 許 て 公に 玉 署 明 籍 に は 頭〜七にし国 理 条 正規 又 書 の あ 可 を項よよ人 特 に 約 つ 指な定 は 所 書 地 . 関 受のるうのけ規記とた 以 例 管 在 特 に て を 定 す 域 法 法 する \_ 地 例 基 含 理る 下 は 次 λ 第 づ き 日 よ定録すめ を 単 法 む に 国を法 لح とい 特例 うにをるのとよ受出登 に 第 义 管 掲 務 条 在 管 11 轄 七 げ る う。 留 理 省 第 第 う。 条 法 本 す るけ入録 た令 す 特 力 五 る 官 五 る登る国場録こ港 署めで る 別 第 の 項 書 号 平 玉 地 永 ド に 類 にに定 に . 成 とに 項 設用め 方 住 を 合へ 籍 お に に以をお に 三年 提 置 いる 者 定 規 を 入 L١ 規 め 玉 証 離 は 下 希 す ら電 て 示 しし 定 定 る 法 脱 ¬ 望て るれ子 管 眀 L す 同 す特律し 理 じ な指希す法 もる計 る 第 2 5 4 署|電算 へに子機法  $\equiv$ 務望る第七へ 第 大者外九条記 五 指 同設計は第 い臣 新 新 新 項 登 国 条 の録 定 玉 設 設 う。 録 人 第 置 設に が 算 九 登 上 籍同 を が四、項 だい は は の と い う の と い う の タ 指 す 機出条へ お 上 録 希 項そ望 で入第同 る 官 あ国 兀 署 ののす も て う条規。第定 つの項 の 同 上る の 第定陸外 て公に、正規 頭 じ 入 所 ۲ (国管理 では、 (国管 受 の 規) (国 よ う と) し国 正規 在 す る法な定 地 務管 を す 旅 を 管 提 券 大理る よ定録す 轄 署 臣 を法 示 め ること を しよる ける 登録 す U 再 図 務 が 以 る 指 る省 な 地 け 国 下 た令 定 っる登る 方 れ 許 玉 すめで 指場録こ港 ば る に定 可 λ 合へとににをお なら 定 玉 書 用め λ 登 を 玉 管 いる 理 な 含 録 は下希 管 ら電 む。 れ子 局 官 ¬ 望 て 理 署法希す法 官る計 **ത** 

2 第 一なては提 + ~ 四一報条消号 認ある人局 五 5 らは在示前九 了た人 を第 しの所 4 つもがの 定 留し項条格 六し在 国第三消五 しての本長 い管 た留 当ず局へ いそ資なの 外 の 去 項 たはで邦へ へとカ の格け申へ 以 期 期 活 許項へしの該れ長略 場 あ に 略き。 -可の略な規外かは 合 第 つ再 理証れ請略 在 動 に三限号 由明ばに ド の規じ け定国に て 留 留 の び \_ 者 を書な当 許 又 有 定 れに人該希 上所 者 記をらた は ばよが 当望 りを法陸管 以 可 効に に 載提なつ 期よ なり前す 除第 特 者 す局 外 あ 別 間り ら提条 る く九る長 し示いて 登 つ **ത** 条 意 者 て たす 永 及 提 な供第と録 望 書る 住 び いし五きを 者  $\overline{)}$ 第図と に は 示 登の七をい あ 類この次 者 同し た項は受 証 項 と場の 指 け う。 つ た 録い項も 旅 通が合各 ず各 券 旅 紋前そた を て 明 の すれ号て をでに号 書 規 券 及二の外 は 及 び項希国 るにへ出は び 提きおに の 定 に も 特 国 出ない掲 有に 写及望 こ 旅 在 記 人 と該別し前 しいてげ 載 真び者が 券 留 効 ょ 又 る IJ の第登 が当永よ項 な者 さ 力 期 は 1 けに旅書 間 提れ 画 二録次 で す住うの ド 像十をの きる者と外 れあ券類 が示た 留 ばつ又を 満し再 情七抹各 るとにす国 2 第 5 3 + ~ 五 四一 しての本長 5 へ 九 資 たはで邦へ 4 λ 外旅 同条格 六 国第三 同 場 あに 以 上へ 合 第 外 つ 再 券 上 の 下 てび、上 ~ 〜 活 又 ン 同 にΞ 許項へ 限 号 同 上 は 同 可の同 上所 動 の規上 りを法陸管 在 上の 上 許 留 有 定 除第 す局 く九る 可 効に 資 希 格 期よ 望 条 意 間り 者 第 図と 証

登の七をい 録い項も う。 ず各 を つ すれ号 て る にへ出は も 特 国 と該別し前 当永よ項 が で す住うの る者と外 き るとにす国 認ある人 定つもが

が提 満示 了 し した た旅 と券 きに 記 さ れ た

明 書

玉 登 録 法 昭 和 七 年 法 律 第 百二十

## 資 格 証 明

もにけ次局い の定た のにて 各出相 す るの号頭当項 る申がに。 すとの 請 掲る 本げこ 書 め定 等邦る ۲ るに のに者 を場か 提あで 要合か 出るあ しにわ 及当つ なはら び該て ず しし 前外当 こ国地 項 国 該 の人方 に人外 定に国 場は入 め代人 合 玉 るわかに地管 手つら お方理 続て依 い入局 を第頼 て国長 行一 を は管に う項受 理お 3

5

十 は 格 こ 格 外 を 含 に の 九 لح 活資 証 条 在 動格三とめも む 掲 六 に明 げ 第 の 留 よ書許外 動 る 六 カ 許 つに可活へ 第 + 事項第一 て別書動略 六 可 項 項 が行記を許 の 九 ド に 及 規 項に 中 う第交 可 第法 おび 定 長も二付は 期の十す に 新 第 しり と九る + た 号 在 別 て ょ る す号こ 同 に に 九留 記 るのと 。二又 じ 許 法 掲 条 者 第 可第げの に =+ + る四 こ 様は U 対 を 事第 す の た 九 式 旅 九 す 活 条 頂 る場 に券 号 る も合 よ若様 動 の の項 もの 兀 記第 るし 式 のに 七 要 の 第 載 お 証く で に 号 ۲ 旨 あ 印は ょ 第 及 す の 項 る を 在 る て + لح る記 第 び す 留 箵 。 録 七 九 第 き資る資格

> 前外該 のにて第へ 各出相 五 一 以 の 当 に人国 号 頭 下 書 項 Ξ にすと 動同め代か 認 掲る 規登 げこ るわら め定録 頂 手つ依 لح る るに証 う。 の の 者を 続て頼 場 か明 規 規 を第を 要合か書 定 行 一 受 第 しにわ等 に なはら う項け ょ ょ もにた 号い ず ٢ る る の定も 及 外 L١ 登 は 登 とめのする) う。 び こ国地 そ 録 の人方 第 原  $\odot$ 証 る申が 場は入 票 写 明 請 号 合 玉 記 書 書本に 又 に地管 載 等邦つ お方理 は 以 事 のにい い入局 項 同 下 提 あ て て国長 法 証 出るは は管に 明 第 登 及 当 兀 理お 録

次局い

一び該当 5

4

る 証活資 印動格三項国外 に許外 よ可活へ定に人 つ 書 ての許上 行 交 可 う付 は も又 のは別 と別記 す記第 る 。二 \_ + 十九 九号 号 様 の式 二 に 様よ 式る に資 よ格

6 5

6 5

るより

も格た

そそ動は第

許

者者可そ項

がが取のの

所所消旨規

持持通を定

すす知別に

券格よ二資

旅資に第

る書記よ

外り十格

活そ九外

動の号活

許者の動

可に三許

書通様可

を知式を

格返すに取

1)

又に外

は

る

若

し

は

在

留

箵

のの

さとる消法へ

資し第略

と九

活き条

+

納るより さとる消法へ せと資し第同 も格た十上 又に外と九 は 活き条 そそ動は第 のの許 者者可 そ項 がが取のの 所所消旨規 持持通を定 す す知別に る る 書記よ 旅資に第り 券格よ二 資 に 外り十格 記活そ九外 載 動の 号 活 さ 許者の動 れ可に三許 た書通様可 資を知式を 格返すに取

の も の 兀 取 る明 ح も 書 項 消 すの のに し る規定 が と記 中 す 定 載 る。 に 長 さ 期 れ ょ IJ 在 こ た 在 留 の 資 格 留 者 場 力 に 合 外 1 対 に 活 ド す お 動 に る l١ の も 許 し て た の 可 記 で 資 の 載 格 証 あ る 外 を 印 ح 抹 活 を 消 ㅎ 動 ま は、 つ す 許 可消 る

外

活

動

の

許

可

の

証

印

を

ま

つ

消

す

る

も

の

۲ す

新 設

第 提わ 後許 留 の法 + 学 出 5 に 可 規 第 九 ず し の の 条 行 定 九 て 申 在に 条 う の ۲ 行 別 請 留 お 第 う を 資 き 記 ١١ も 第 を 行 格 て 項 法 除 う 準 の を 第 غ لح + **<** 決用 法 六 九 き す 定 す 第 条 号 る + さ 第 Ξ 場 の は れ 条 兀 月 合 項 た 第 樣 の 後を 九 前 の 式 に 在 含 条 項 申 引む。 留 請 に 第 及 ょ 期 ㅎ び を 項間 る 続 第 U 申 を き の + た の 請 規決 資 規 外 格 条 書 定 定 定 国 に さ 外 に 第 人 が 通 か れ 活 ょ 五 動り項 をかた

2 اح る な لح 前 る 認 項 め  $\Theta$ き る 申 ۲ 資 請 ㅎ 料 を 受 0は 提 け 出 当 た を 地 該 求 外 方 玉 め λ 人 玉 ること に 管 対 理 が し 局 で 申 長 き請 は る。係る 必 要 る 参 が 考あ

3 な第 いり 項 の 申 請 に つ しし て は 前 条 第 Ξ 項 の 規 定 は 適 用

4 五り 項 条 第 件 を 項 号 付 の に 申 し አ て 請 る 新 に も た 対 に  $\boldsymbol{\sigma}$ し ۲ 許 す 可 法 るする 第 + 活 九 動 条 の 第 内 容 項 は の 規 前 定 条 に 第よ

時 酬

第 お伴し十 うて九臨行条 IJ ح す 時うのの る のも 三報 報の 酬で法等 そは第 のな十 他い九 の講条 報 演 第 酬に は対項 す 第 次る一 の謝号 各金に 規 に日定 定常 す め生る る活業 とにと

> 臨 時 の 報 酬

第 お伴し十 うて九 IJ 臨行条 ح す 時う の るのも二 報の 酬で法 そは第 のな十 他い九 の講条 報 演 第 酬に は対項 す 第 次る の謝号 各金に 号 規 に日定 定常す め生る る活業 とにと

(新設)	令で定める者は、次に掲げるとおりとする。  第十九条の五 法第十九条の三第四号に規定する法務省(中長期在留者に当たらない者)
による。4 就労資格証明書の様式は、別記第二十九号の五様式	による。 4 就労資格証明書の様式は、別記第二十九号の六様式
用する。	るのは「第十九条の四第二項」と読み替えるものとすとあるのは「第十九条の四第一項」と、「前項」とあるのは「第十九条の四第一項」と、「前項」とある。
第	- ^ ^
(新設) (新設)	長期在留者及び特別別永住者にあつては長期在留者にあつて
。は、当該資格外活動許可書を提示	なければならない。  ている者にあつては、当該資格外活動許可書を提示し
(第四項の規定による資格外活動許可書の交付を(示しなければならない。)この場合において、第	第四項の規定による資格外活動許可書の交付を示しなければならない。この場合において、第
の申請に当たつては、旅券又は登録証明書等らない。	の申請に当たつては、次の各らない。
る申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなけしようとする外国人は、別記第二十九号の四様式によ書(以下「就労資格証明書」という。)の交付を申請	る申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなけしようとする外国人は、別記第二十九号の五様式によ書(以下「就労資格証明書」という。)の交付を申請
九条の三   法第十九条の二第一項の規定による証就労資格証明書)	、、「抗済」を注目は、これのである。これでは、「九条の四)法第十九条の二第一項の規定による証就労資格証明書)

2 第 氏十 ぞれ当 留は 定する た 国 者 名 東関 法第九条第 の 九 世 指 法第三章第 規定により上 につい ば、 条 パレスチナ 特定活 第十九条 第十九条 特定 法第十九 日本の国 留 れ 定 の の国籍 た され に に 定 たも の 六 係 世 該各号に定める カ に属する家な な に 活 掲 I 帯 協 ては、 た も あ す げる者を除く。 在留カー お ド 動 会 動 が 十 二 条の 許 籍以 の 在 の 又 は 第一 法 い の マ の の 項、 字に 総 て 準 四第 第十 記 可 本 在 可を受けて中長期一節又は第二節( 陸許可 機 族 代 + 次 の 外 留 留 邦 載 る の二以 用 第二項及び 関 第 十 より 表 の ドの交付を受ける中長 第二 九 条 事 の 資 家 資 ける場 各号に 格 玉 項 第 項 部格 事 の 構 族 \_ 項 · 条第八 表 属する法第二条第五号口に規の証印をされた旅券を発行し 等) を決 籍 成 務 を決定され の の の 記す 員 職 所 の 匹 上 構 とし 員 定 合を含 法 の 号 に 地 掲げる区 第 成 第十 第十 域 玉 る 又は 職 <del></del> 項又は第十 期在留者と 当該交付 の 員として れ を 記 規 籍 規 も て 員又は当 項 む。 定 当 九 九 を 第 た 定 の た の かとする。 条の 条の 分に す る 国 者 者 載するも 有する中 活 該 に 動職 に ょ で の で 応じ、 より効 なっ る上 期 十三第四 + 該 あつ の 規 を 員と同 あつて、 活 条第四 籍 特 職 在留者( 動 第 三 を 員 と に 同 亜 た 定 長 陸 の に 力 によ 者 許 とそれ 期 在 地 す 指 項項 項 定の る 駐

> 新 設

六 五 兀  $\equiv$ 発 用 は 用 行 す 第 す 玉 ょ 新 格 留 + お留 よ含 含 び のな 第 失うことと に て 資 第二 ij ات む 四 む。 ュ 国 第 籍 留 二 ・ IJ しし 者 中 た 中証 準 第 法 玉 二 十 る 明 格 規 な る 長 第 効 長 ۲ 在 項 用 籍 条 て 項 五 力 在 書 証 場 + 期 定 た 場 な 期 の 留 す 地 の +在 +域を 留 在 に 明 す 国合 兀 合 Ξ 第 つ カ 法 又 る 地 ı 届 地 に カ I 留 を含 を含 第三 失うこととなる在 条 は 条 条 域 留 記 書 る の た -お 場 な 条 第 ド 出 域 者と 者 地 玉 載 を + る 第 第 者 ド L١ 第 合  $\boldsymbol{\sigma}$ 第 の に に 四 提 域 籍む 条 + ド さ 在 で む 項 に の を 兀 基 変 て 交 な 又は + あつて、 れ 及 第 限 準 付 留 の 示 項 交 第 項 づ 項 含 更 交付 た び る。 付 む つ U 第二十 以 兀 用 条 ㅎ を 力 ത 第 を 第 二 十 の 生じ た 1 規 玉 機 下 第 項 を 条 項 受 たこと す の 同 者 関 規 籍 受 る け ド 定 を 第 号 条 こ 受ける・ 条 + 第二 に 前 に の 定 の け 場 に  $\equiv$ 法 る 第 た に に あつて とし 留 号 第 属 に · 五 条 る お 中 に 合 ょ 号 お 項 法 記 地 第  $\overline{+}$ カー 四 す 条 る に 域 ょ 該 者 を 項 載 ょ に ١١ 第 長 ١١ も掲 項 許 る 第 第 + さ IJ IJ 法 の τ お 交 含 て て 期 提 + ド 規 同 可 のげ は の 法 Ξ Ξ 条 付 新む 準 第 準 法 れ l١ 在 第示項こしに 規 条 を に る て 項 第 に た 用 用条 留 定 第 た 四 係 す + 者に + 第 記 定 に 玉 受 当 当 同 規 し に に す の 条 該 る け 該 条 た お 中 る 九 籍 載 定 に お 頂 る Ξ ょ の 第 さ 交 に 変り 項 在 ょ 第 規 場 条 場 て に 旅 11 申 長 兀 条 ١J れ付よたにり IJ 第一 新 留 五 券 て 請 期 定 合 合 更 新 の 地 の て の お 項 後た十域 準 又 準 号を 在に 規た い及

3 6 5 4 °| を| 交 付 ば 理 八 七 定 あ トドの交 九 長 真 記 法 第 該 別 法 め 法 る 法 第 及 第一受 た の 係 定 期 第十 る 玉 条 第十九条 び け 第 表 す を ح 第 載すると 在 に 法 法 ī きは + 許 第 の 留 の 第 る 在 表 条に 難 号 て 籍 第 裁 ょ も + も 留 のとす 九 中 六 資 項 九条の四第 マ 六 示する在 民 可 の 決 IJ 九 Ξ 九 規定す 十地付 第 の の 者 字四文字及び 条 認 条 規 長 よ格 + 在 に IJ とする。 そ ㅎ の十六歳 の 定 の 定 期 域を 留 第 の 係 の 決 る。 に 四 受 法 兀 同取 項 の 兀 は る 在 条 条 定 力 に 第制工限 る ヨ 留 け 条 得 施 よ留 九 定 第決 書 1 第 の の  $\equiv$ パレ 第三 の カ 限 ド め 行 定 IJ 者 る を に 第 項 ル 項書 許 る の I 項 の 令 在 ۲ の 二 者 の 記 の 項 の 場 内容を 九条 要 誕 ダ な 第 スチナと 留 項 載 交 ド の 八 に 第 に 可 件 生 ば 規 平 ン 第 付 第 規 け 六 記 カ つ 第 さ 第 さ 難 民 の を 合 日 定 た 定する 号 Ш 成 号載 -た れ れ を + に の さ こ 認 受 の 記 西 + 号 τ 項 満 の ド に に 項 項 た 有 翌 表記: とに お 数 岸 年 中 け 若 第 効 載 規 地れ 定 の 玉 た ょ の の の 字を 日 期 在 す 証 規 툱 U 地 規 L١ IJ 定 政 域 た 交 規 籍 る ヾ 以 するも 定期 間 留 < 項 た 中 る X 令 لح 玉 付 明 定 • 者 す ょ 定 Ū 書に 組 及 は も 降 の 長 カも る 第 籍 をり に 在 に 地 当 の 満了 み Τ の び 百 τ 受 ょ の と 第 留 ょ 域 第 期 就 同 ょ に 二項 七十 + 日 ガ 出地け IJ 該 合 ۲ 労 条 る 記 者 IJ 在 ド の 該 ŕ 入国 ۲ わ 九 写 す ح ザ ح の 留 0制 域 る 第 許 載 在 定 許 る。 さ 留 な れ カ つ 条 真 b せ 番 限 す 地 八 者  $\equiv$ 日 者 可 住 可 í 号 の第 て号 る区 管 てをの 項を 者 に

9 8 7 期後提在段出 六 L١ 留 表 法 れ IJ に \_ + \_ + が定する在留せ 提 ਹੰ 項 む。 法表 項 て 者 令 び 動 示 真 法 法 か の要格 法第十 別記 第 十 出 法 示するも 後 の U を 務 第 を 留 の さ 五 条 の 第二 お 第 要 写 規れ 段 当 ようとす 利 大 規 + さ 条 第 二 表 者 九条の + 真 用 臣 定 の 第二十九号 の 該 示 た 定 が L١ 九 れ 第 中長期 はば た 写 + 項 て法第 規 九 九 活 規 を し 条 す 在 に 写 定 カー て、 真 条 定 撮 条 動 の る 留 ょ 項 の るとき 四 IJ 許 とす 若 + に 影 四 も に の の 申 第 カ 真 条 第二十 六 + 第四 基 か 在 I ド さ 第 のと 九 可 請 利 ۲ の 七 在 ١J るかわ 九 づ の 留 条 < を に せ 留 Ξ ド 第 等 用 第 第 条 条の き 住 七 項 者 る は 項 す う。 第 し 表示すべきもの カ に す 八 は 第 の る。 条 こと 樣 第 項 項 た 5 ı の ること 項 Ξ に の お に 項 写 式 ず、 第 二 表 第二 ع 七 居 に 規 λ ド 規 に 五 項 l١  $\overline{+}$ 地 定 第 真 玉 に お お 法 ㅎ に 定 が て 示 に 真を撮影 写 よる す 審 中 提 項 す を が法 五 お 項 は 第二 で 第 l١ L١ る き 查 出 ٤ る で 条 項 法 + 長 希 第 τ て l١ を準 第十 す も る。 さ 法 望 き 第 + 第 二 準 期 九 新 在 官 + τ る。 ば 真を在留 用 条 た の 留 し に 在 れ 務 す る 九 申 四 準 写真の規 当該 + たと この る ۲ 省 用 九 す の に カ 留 た 条 用 する場 . る 次に I 者 写 写 第 二 す 八 許 U 令 の 場 ㅎ 場 中 第 ド 真 る 条 可 の 真 で カは、 項 九 掲 長 は お定 合 し 合 以 第 場 同 の 写 定 の の 第二 を含 中三長項 によ 、 角 第 項 た げ 項 樣 に 期 真 外 め しし しし お在 式 及 活 るに ド第 を の る て

に つ 係 る て は 届 出 の 新 年 住 月 居 日 地 を 記 載 す る ح き は 該 記 載

10 第に 活び  $\equiv$ 記 資 項 動 法 ょ 第 項録 格各 る の 法 i 外 号 活 に + 第し 要 申 第 請 て 旨 九 号 行 を 動掲 条 が + に う 在 許げ の あ 条 も 留 兀 規 可 る つ 第 を事第た 定 す と カ 五 ح 項 1 項 U る す き ド た 項 又 る。 のは、 に ح は 住 同 居 組 き 条 規 第 に第 地こ み 定 そ お Ξ こ + の の 込 の 記場 け項 ょ 旨 h だ る 録 合 るに 条 半 は に 新規 記 第 お 導 た 定 録 こ す い 体 は 項 在 て、 集 許 る 留 の 力 積 可写 同 規 I 真 回  $\cup$ 条 定 同 ド条路た及第 に

新 設

第

+

条

七

法

務

大

は

氏

名

に

漢

字

を

使

用

す

る

中

튽

を

交

付

す

る

۲

き

に

限

IJ

行

う

も

の

ح

す

第期

項 留

法

+

条 条 臣

の

Ξ Ξ

に 項

い

て

準

用

す

る **+** 

場

合

を

お本

文

法

第

条

の

在 九

者 の

第二

+

第

む第

お法

て準

用

||する場合を含む||条の三において

兀

項 項

第二十二

漢字又

は

当

漢字及び

仮名 氏

平

仮名 た 条

又は

5片仮名

を

しし

漢

字

用

し

中

長

期 該

在

留

者

の

合

に 該

け

る当 て同

部

分

を

表 名

記 の

の

以

トリ ない

条

に

お お

L١

じ 該

使

用

L b

た た 部

氏 ŧ に

名

を に

表 限 を

記 る。 使

す

ること

らず、

マ 字 に あつ

より表

記

U 前

氏

名

に項

併の

せ規

てに

に

か

か

か

5

申

出

が す

たときは、

第

ことを希

望 に

る者を含む。

以 新

下 こ

の 中

条 長

に

L١

て

じ。

お在

同に

の 可

規

定 は に

よる許可

を受け

た

に

期

留

者 の

な る

又

難

民 L١

の

認

定を受け

て

第六

+

条

の の

第

む。

規

定

に 合

よる

て

準 法

用

す

、 る 場 + =

を の

含

第 む。

若

し

< ١J 第 法

は て

2第二十二条気準用する場合

合

を

む

第 二 十

項含

第

第二

条

に

お

																										—
				6			5							4								3			2	
۲	字	項	漢		り関	字		ح	字	-	۲	該	つ		ば	-	の	+	は	第	る		ば	漢		が
す	又	の	字	第	Ų	の	第	が	又	項	そ	中	い	法	な	条	$\equiv$	=	第	+	届	第	な	字	前	で
る	は	規	及	_	`	範	_	で	は	の	の	長	7	務	5	の	に	条	Ξ	九	出	_	5	を	項	き
	漢	定	び	項	必	囲	項	ŧ	当	規	他	期	Ì	大	な	_	お	第	項	条	又	項	な	使	の	る。
۲	字	に	仮	及	要	_`	及	る。	該	定	の	在	민	臣	١,	第	11	_	`	の	は	の	١,	用	申	
を^	及	ょ	名	び	なま	用	び	Ĭ	漢	に	特	留		ば	Ĭ		7	項	第	+	法	申	١	す	出	
含	び	る	を	第	事	法	前		字	か	別	者が	マ			項	準	~~	_		第	出		る	を	
む。	仮	届	使田	四四	項	その	項		及	か	の	が	字	氏		の +=	用士	第一	+	第	+	ば			Ĺ	
	名左	出	用	項の	は、	の 4	の #B		び	わた	事性	著	にこ	名		規	すっ	$\overline{\bot}$	条	ᄑ	九	:+		と	よう	
<u>_</u>	を 使	に	し	の #B	:+	他の	場合		仮夕	らず	情が		より	に選		定に	る 場	+	第一	項、	条の	法第		を <u>≒</u> т	しと	
す る	用用	よる	た氏	規定	法 務	の漢	ת וי		名を	9	があ	い 不	り氏	漢 字		によ	场 合	条	項	第	ტ +	十		証 す	す	
ر ا	н.	場場	名	たに	大	字	にお		使		る	利	名	を		る	を	ゕの	块、	<del>为</del>	_	九		る	る	
ح	た	合	ロは	よ	臣	すを	け		用	ï	ع	益	を	使		申	含含	_	第	九	第	条		資	中	
が	氏氏	I を	١٥,	ij	が	使	る		/!J	マ	認	を	表	用		請	ı تئ	第	  -	条	- N	かの		料料	長	
で	名	除	法	表	告	用	当		た	字	め	被	記	す		ع	°	73	+	の	項	+		_	期	
き	を	き	第	記	示	رب ل	該		氏	ات	る	る	す	á		併	$\overline{}$	項	_	+	若	第		通	在	
な	表	)`	+	さ	を	た	表		名	代	ځ	お	á	中		ぜ	若		条	Ξ	L	_		を	留	
61	記	变	九	ħ	も	氏	記		を	え	き	そ		長		て	Ū	法	第	第	<	項		提	者	
٥	し	更	条	た	っ	名	に		表	て	は	n	ح	期		行	<	第	_	_	は	<sub>O</sub>		出	は	
た	な		の	漢	て	の	用		表 記	`	``	が	に	在		わ	は		項	項	第	規		し	``	
だ	しり	当	+	字	定	表	١J		す	当	前	あ	ょ	留		な	第	+	``	若	_	定		な	氏	
し	こ	該	第	又	め	記	る		る	該	条	る	IJ	者		け	六		第	し	項	に		け	名	
`	ح	漢	-	は	る	に	漢		こ	漢	第	こ	当	に		れ	+	条	=	<	`	ょ		れ	に	

2 法第十九条の十三第一項後段の規定による申請は、ならない。	に準用する。 3 第十九条の九第三項の規定は、第一項の申請の場合 可書 交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許 交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許	( 紛失等による在留カードの再交付) <ul> <li>( 紛失等による在留カードの再交付)</li> </ul> <li>( 紛失等による在留カードの再交付)</li>	2 前条第二項の規定は、前項の申請の場合に準用する2 前条第二項の規定は、前項の申請の場合に準用する計
( 新 設 )		( 新 設	

定する事項を記載した書面を地方入国管理局に提出し者は、同条各号に定める事由が生じた旨及び前項に規札がれ同表の下欄に掲げる事項とする。番号並びに別表第三の三の上欄に掲げる事由に応じそ年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの	定九所りの条属が	より提供することができる。の番号の情報をインターネットの利用その他の方法に第十九条の十四(法務大臣は、効力を失つた在留カード(在留カードの失効に関する情報の公表)	古る。   再交付申請命令書を中長期在留者に交付して行うもの    南令は、別記第二十九号の十四様式による在留カード    第十九条の十三   法第十九条の十三第二項の規定による    (在留カードの再交付申請命令)	えるものとする。  「第十九条の十二第一項又は第二項」と読み替明中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とある。 ま十九条の九第二項及び第三項の規定は、前二項の一葉を提出して行わなければならない。
	(新 設)	(新 設)	( 新 設)	

第	3	2	第 第 3
十  ( ) 九  調	る前を応り	スコート 兄と前	る 一 中 留 業 ` で 十 〜 指 同 し 十 に な 届 年 長 す 内 医 定 九 所   定 条 く 九 よ 前 け
条書	場条地じに	こ き 項	出法期る転療め条属 入第は号る項れ
のの	合第方そ3に三入れる	国はに	を 律 在 中 勤 、 る の 機   国 二 同 ) 信 に ば し 第 留 長 、 研 機 十 関   管 項 条 第 書 規 な
十 作 七 成	に三入れっつ項国ぞだ	기	し 第 留 長 ` 研 機 十 関   管 項 条 第 書 規 な な 百 者 期 興 究 関 六 に   理 に 第 二 の 定 ら
	いの管れ目	引表す	な 百 者 期 興 究 関 六 に 理 に 第 二 の 定 らけ 三 の 在 行 、 は よ 官 規 九 条 送 す な
入		か 第 る	れ 十 受 留 ` ` 教 ` ` 法 る
国	て 規 理 同 た 準 定 局 表 ら 用 は に の 十	ら三機	ば 二 入 者 技 育 教 第 届
国審査官又は		トの関	
直	する前出欄目	믜四 が 計の 法	ら
기	る前出欄日	以表第	な 第 関 け は 術 投 条     る 書 す 規 る 提 い 二 し 入 留 、 資 の     こ 便 る 定 法 出 ま ナ 、 れ 党 人 ・ ナ
は	にる掲げ	りの十	1
入	規もげに	디上니	
国	定のる	、欄条	業 八 雇 ら の 文 経 七 が よ 定 る へ ` 主 条 用 れ 在 知 営 に で り 信 一 平 郵 を 第 対 て 留 識 ` 規 き 提 書 般 成 便
入国警備官は、	規定する書面で記録が	当 に の 刻 掲 十	主 条 用 れ 在 知 営 に     で り 信 一 平 郵       を 第 対 て 留 識 、規     き 提 書 般 成 便       除 一 策 い 資 ・ 法 定     る 出 便 信 十 又
官	書るを受	受げ七	除一策い資・法定る出便信十又く項法る格国律す。ず事書四は
は	面。記	\ るの	゜の
		이 <del>첫</del>   四	〜 規 昭 関 も 業 会 法 と 者 事 法 間 と 定 和 〜 つ 務 計 務 き に 業 律 事
法	提 し <i>0</i> 出 た 北	り入出	と 定 和 へ つ 務 計 務 き に 業 律 事 す に 四 当 て 、 業 省 は よ 者 第 業
法 第 十		犬れを 兄のす	す に 四 当 て `業 省 は よ 者 第 業 る よ 十 該 在 企 務 令
I !	C	70  92  9	
<b>→</b>			Tr.
新 設			新 設
U U			UX U

調 め 質 を の 作 問 + 成 を 九 す L 第 る た ۲ 項 لح き の が は 規 で 定 き に る。 該 ょ 関 IJ 関 係 係 人 の 供 に 述 対 を L 出 録 取 頭 を L た成

2 た に 付 な を 録 لح さ 取 き 玉 記 ١J の 場 せ は 審 し ح な き 合 た 查 け 内 当 官 か に 又 れ 又 お 容 該 つ 関 は ばは ١J に 自誤 な署 て、 係 入 5 IJ 玉 名 5 こ な 当 を が に 拒 閲 該 れ な 備 ° h 関 覧 に L١ 官 だ 係 署 こと ₹ は ح せ 名 人 b を き が 前 ば 署 な 確 又 項 名 け 認 は の そ す れ さ 読 調 る せ ば の み 書 ت た 聞 旨 な を ۲ を 5 广 か が 調 な せ 成 でい署 てし

資

第 よ更二へ を十在 る 申申条留 請請 し 法 格 ーよ第の 通う二変をと十更 提す条 出る第 し外二 な国項 け人の れは規 ば 定 な別に ら記よ な 第 りい 三 在  $\overline{+}$ 留 号 資 様 格 式の に変

2 の表 通 下 第前 欄 項 提にのの 出掲 上 申 げ欄 請 なるに に け資掲 当 れ料げた ば及る つ なび在 て らそ留は なの資 い他格写 参に真 考応一 とじ葉 な、、 な るそ申 べれ請 ぞに ŧ 資 れ係 料同る 各表別

2

3 だに 係 前 る 項 地 も の 方 の 場 で 合 玉 あ に る と しし 管 お 。理 l١ ㅎ 局 て 長 ば が 第 提 写 出 真 項 を  $\boldsymbol{\sigma}$ の 要 提 申 す 出 請 る を が ۲ 要次 U U に た な 掲 場 しし げ 合 る は た 者

の 六歳 限 IJ で に 満 な た な 11 者

る Ξ 一月以 下 の 在 留 期 間 の 決 定 を け る ح を 希

期

滞

在

**ത** 

在

留

資

格

の

变

更

希

す

る

す

けよ更二へ 資

第

る を十在 掲項ば申申条留 な請請 書し法格 な よ第の う二変と十更 い 通 。を す条 地 方 る第 外 二 入 玉 国項 管 人の 理 は規 定 局 別に に 出 記ょ 頭第り 三 在 し + て 留 提 号 資 出樣格 し式の なに変

しげ欄 な る に前れ け 資 れ料げの ば 及 る 申ら 在請 なび 5 そ留 に 当 な の資 い他格た 参 につ 考応て とな じは る そ申 べれ請きてに 資れ係 料同る 各 表 別 の表 通 下 第 欄 Ξ 提にの 出掲上

4 5 一ばつ又を 第二項の 五 四 とする。 ては、留に、日本のではは、日本のでは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本には、日本のではは、日本には、日本のではは、日本には、日本には、日本にはは、日本にはは、日本 中 削 資 な イマ大 5 る つ 略 格 証 臣 長 中 一同 次 長 中 動員 特 -長期 長 期 留 な 交又 の が 期 し 項 駐 ۲ 亜 定 明 期 なの 活 在 い そ 資 。の 格 東い 規 同 個 在 の 日 定 留 書在 在 け申世 関 ず 々 動 は 留 パ 者 留 に 者 留 の 係 れ の の 公 が 協 よる申請 か 者 者 世 か 外 在 用 ス 所 5 以 帯 会 の 玉 留 の チ に 持 記を らた の に 活 資 在 第 外 す ナ あ 載提いてるる 格 す 本 留 総 属 動 に の つ る があつ 者 邦 項 て 代 す の つ 資 • たす。 書るこ 格 在 に は族 る 指 の 表 の 11 の は 留 申 あ の 部 家 事 定 て 変 青類一通を提出よの場合においての場合においているとができないの 各号に掲げ た 旨 つ を カ 務 特 の 請 族 更 旅 **ത** 希 1 て 所 を が 券 職 の に 指 希 望 更 の ド あ 構 の は 及 員 に 職 望 記 す 定 を つ び 又 成 員 す る す 載 た 旅 は 員 在 をす 券 又 ے ا 又は も る る 望 لح 当 法 留 第 てげの 、る活 活 者 しい の す ð 力 該 る な者 る活 当 は は、 ı て 動 で る ー も の 条 けに旅書動員 ح 者 在 の 該 法 務 当 留 れあ券類 活職 5 4 3 二一ばつ又を なては提第 しし 該 事 用 若 うことが 項 認 外 由 第 す 第 らは在示 + に め この 玉 に る 登 旅 定 る < ょ 九 録 券 な 留 し項 項 同 又は 場 は IJ 条 上 証 め も はこれ いそ資なの の できる。 る 合 明 自 第 の格け申 の 規 地方入 申 が 5 書 理証れ請 に 定 Ξ 在 請 お に 出 に 項 等 留 由明ばに 準 ١J を書な当 頭 書 か 本 の 資 ず す 及 邦 て 国管理 か 規 記をらた 格 は、 ること 載提なつ び に る わ 定 証 がした書類に示することに、次では、次では、次では、次で 第 者 5 あ 明 は 当該 局 で る ず 書 当 地 に が 項 第 方 外 出 で 該 外 に 入 国 玉 頭 き と場の 外 定 項 玉 人 す な 通が合各 め 玉 人 の る資 でに号 管 の ることを ŀ١ が 申 を 親族 に 理 場 提きおに 疾 請 料 代 出ない掲 合 局 病 ات 又 は 長 しい てげ、る の わ に そ つ 要 な者 つ が は る の l١ 出 て 同 けに旅書 適 他 て 第 . 居

れあ券類

な

**ഗ** 

準

3 2 第 9 7 6 `|だ|に 通すの二へ ぞる はい 二の又 き こ をる更十在 様 記 は 係 資れ別 処 中 8 前 前 る 提日新 の る 料同表 長 + 項 も 第 分 式載在 項 月 以 六歳 長 期へ 限地も 各表第 出まを条期 には留 の の の五 を + 期 IJ で申 略よ 方 の 場 の 申 し 間 لح 項 し 在 資 なに請法のけ、し第更 で る 別 格 在 で 合 通下の す た 留 条 下 に 請 の る。 留 な国 規 の 満 あ に を欄五 け し第更 لح 者 証記証 第 に よ二新 者 た い管 る 提にの 当 れ別 き 印第明 兀 在 お 定 が ば記第と + 。 理 ۲ 留 で な 出掲上た に 及 に三書項 しし き よ十へ な げ欄 期 局 て つ L١ し ょ び た 第 ら三す条な十る第 る 間 は にて IJ 当 つ の L١ 長 な 第 号新号 け資掲は 者 が 第 在 該 て の れ料げ い号外二 行様た及 提 留 決 写 申項 真頃ば及る 定 出 写 の国項 カ 請の う式なび なび在 人の I を の の 真 も又在第 を の申 様は規 要 提 申 らそ留 のは留 ド 取請 す なの資 け 出請 式 定 に 下 と別資 号 葉 に る い他格並 す記格に る をが に在に し げ 対 ع 要次 参にび よ留よ る第及規 た が Ξ 考応に る期り لح U ات び定 し 記 あ 許 とじ申 申間在 十 在 た な掲 つ す を 載 可 場 しり げ な 請 の留 を 留 る 希 た を ع 合 る るそに 書満期 抹 L 号期旅 はた者 べれ係 消 き な の間券 了 間 2 第 7 6 い通すの二へ にの す 記格 る更十在 8 る第及法。=バ第 掲 上 前 を 新 設 しげ欄項 地 日 新 一 設 Ξ び第 留 十在 る 方 まを条期 な にの け 資 掲 で申 一留十 申 間 同 λ れ料げ請 号期条 玉 に請法の 上 の間第 ば 及る し第更 管 に 理別よ二新 な び在当 の四 局記う十 そ留 5 た 様 記 項 第と一 なの資 式載に つ に 三す条十る第 い他格 には規 て 出 参に 頭 ょ 定 は 考 応 号 外 る別す し ع じ申 て の国項 証記る な 提二人の 印第旅 請 出様は規 に三券 る そ に

式

なに在に

よ留

れる期り

ば申間在

な請の留

ら書満期

な一了間

定

ょ

し

け

よ十へ

行様た

う 式 な モ 又 在

のは留

と別資

の

号 新

つ

て

ベれ

きぞ

係

る

Ξ

れ別

料同表

各 表 第

の

通下の

を欄

、第二十一条の二第三項に定める資料の提出及び第二第一項」と、「及び前項に定める手続」とあるのは「九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条の二項の申出について準用する。この場合において、第十4 第十九条第三項及び第二十条第四項の規定は、第一	る。	15   15   15   15   15   15   15   15	で準用する第二十条第五項」と読み替えるものとする項中「第五項」とあるのは「第二十一条第四項におい申請について準用する。この場合において、前条第九年前条第四項、第五項及び第九項の規定は、第一項の4
と読み替えるものとする。 おいて、これらの項中「申請」とあるのは、「申出」規定は、第一項の申出について準用する。この場合に4 第十九条第三項並びに第二十条第三項及び第五項の	料各一通の提出を求めることができる。同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資表第三の二の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれると認めるときは、当該外国人に対し、申出に係る別第二十一条の二 (同上)	式は、別記第三十二号様式による。 号の二様式による証印によつて行うものとする。 期間の記載は、別記第三十三号様式又は別記第三十三期間の記載は、別記第三十三号様式又は別記第三十三	は、第一項の申請について準用する。

二十条第

項

の

規

定

に

よる申

請

が

あつた旨

の

記

載

を

の

とする。

永

住

許可

3 | 4 2 とする。 第 二 て準 三第 項 定 留 あ 及 請十 け 及び第二十 に カー 条第 第 び 中 前 に め る 申 る 第が 前 れ  $\overline{+}$ とあ 四 条 長 用する第二十一 項 ば 申 お る の の 第 + あ 条 頂 U 第 四 九 つた ド 期 中 出 項項に 五 第 は場 の な 出 l١ 手 にし る 五 項 続 5 在 条 項 条 申 書 ようとすると に て 合 ار ا が 留 条第四 の お 項 別 の 準 第 に の 第 も 項 出 な 表第三 た 記 準 は ح 規 が 者 中 用 お  $\equiv$ の の l١ 通 l١ と申請  $\overline{+}$ 項 用す 第 三 あつ が を て す あ l١ 定 載 第 項 準 る 地 る は 並 て、 及 第 る 用 び た を 条 び の 第 第な 方 に 項 の 条 が **ड** ड 抹 第三項 きは、 <u>=</u> 五 <u>-</u> + 場 入国 第二十条 項 定める手続」 の二第三項 に する第二 項 あ に は の 第 第 消 合 第二十 定  $\equiv$ + つ の Ų とあ 条 第 申 ۲ 管 める資料 並 第九 項 条 に た は、 出 に あ び 条 の 第 日 理 別 当 第 一をし + 定 る る 四 に 項 第 に 記 申 兀 局 第二十 該 五 条 め 出 に 条 の の 項 第 項 第三十 に 定める資 と 読 第四 在 項 る 出 た 項 は は の に に 並 該 留 + の لح 資 提 定 中 び 申 頭 つ カー 第二表十第 · 号 の 規 定 ㅎ 出 み 項 料 め に 条 出 U ١J ناز ) 資 料 替える る τ の 及 第 第 に 条 て 前 に 三様 ド 項 提 ۲ の び 提 に 定 手 準 条 係 Ξ に 出 ょ め 第 の に 出 前 項 用 第 項 る る 手 条 の 第三 第一 し な に 法 IJ も 提 お 並 及 項 Ξ 前 す の す第在 の出い 条 び び 頂 申

2 第 3 2 六資三二へ 用 類 にれ類 合 出 定 よを 5 号格に十在 を、 削 す は す を 規 ば及る申十 前 前 る。 る 受 定 なび申請 頂 様のお四 留 頂 る け法 す 5 式取い条資 そ請し条 の こ 係の る なの 申 に 得 て 格 条 の る 場 ۲ て 第 ょ 準法の を い六者い ょ を 限地 も 略 他 合 請 第 十 に 一 あ る 申用 要 る 第 取 兀 IJ 方 の に 参 通 لح 第 に 者 考 当 申 請 す で し あた す 得 項 で お る + に条 つだと 写 る + た 請 し な 玉 あ な の しし の よ場 あ て な \_ つ る L 真 外 規 l١ 管 て L١ う て 合 条 ゜理 لح つ は る 国条 定 とをの 第第法 ベ は 通 ㅎ 前 て 葉 人 第 局 は す 含 \_ 第 ㅎ を 長 は項 は 並は 資 第 項 号 写 提るむ第 が \_ び 項 第 の の及十規び二 に別の 提 料 真 出外 写 申 出 規び 各 次記規 し国ン項 号 項 真 請 に定第条 葉 な人のへ を の の 第定 が の 第 通 は規法 要 掲 に 各 及 け 申 提 + 三に び n 定第 す 出 げ よ号 を 믁 十よ 請 六 りに項提に る 次 ば別に 兀 を 歳 る 1) に 記よ十 要 難掲た出掲 な 号 永 の ح に 各 5 第 IJ 類 民げだしげ様住 L١ し し 満 号 のるしなる式許 な三在条 た を た な て い十留の 準 場いな 提認書書け書に可 に 2 第 4 3 2 \_ \_ しし他よを て 六 資 三 式 式 る れ 前 除 掲 に 第|「 前提号格に十在 も < げ ょ 号 て参 る申十 は 法に は法 5 頂 項出様のお四留 第 ょ 第  $\mathcal{O}$ + る りに項提考 申請  $\Theta$ の る別記 掲 式取い条資 書 難 た出 ۲ 請 L 別 頂 ٢ 申 九 し + + 得 条 げだし な 申なに 7 格 記 す 中 請 並 類 民 け よを 準法の 第 第 を の る な る 一う法 詰 第 に び 同 し 三 十 三 条 第 書 る 申用 条 第 上 提 認 書 け ベ لح れ 第 取 つ 通 に ば 申請 す 得 第 L١ 第 項 出定類 に れき 並 す 資 な 請 る + 五 を を 規 る + た し 項 す ば び Ξ Ξ て つ 5 書 よ場 믁 項 号項 準 + 受 る 受 定 な料に外 う合条とをの てなー け法 樣 様に ۲ 用 条 こ すら 各次国 に λ 第れ はい通 لح て第 る な 式 規 式規 あ す の 人第 を す含 又定 る 機 を い六者い通 各は に る 定 るむ第 る十 地 す は す 項関 要 に を 号 項 次 ょ の 者 外 る 別 \_ あた地 に別の る は 及 L の 方 こ 等 に条 項 在 つ だ方 掲記 規 各 λ 玉 記永 の び な の て 号 第住 場 あの し 玉 人のへ 留 第職 λ げ第定 前 1) 三 十 に 管 は規法 資 許 項 合 五 員 つ は 玉 る三に 第第法管 定第 て 書 該 理 格 回 に 頂 ょ に 別に二 五 لح は 第 理 類四り お の 局 証 の 係 + 項 号 記ょ 号 読 規 及号永 す に 明 証 第 局 る +る IJ の及 出 第 書 定 部 び様住 の 印 み て に \_ 規び 者 頭 三在条 の の 替 は 分 出 そ式許 + 留の に定第条頭のに可 し 様様 え **ത** 樣 を

あるのは「第一項」と、同条第七項中「在留資格の変する。この場合において、二十条第二項中「前項」と五項及び第七項の規定は、第一項の申請について準用3(第十九条第三項並びに第二十条第二項、第三項、第	あるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとす項中「在留資格の変更」及び「在留資格への変更」とについて準用する。この場合において、第二十条第七5 第二十条第二項及び第七項の規定は、第一項の申請
	らない。この場合において、これを提示すること
(新設)	項の申請に当たつては、旅券を提示しなけ
	一   同一の世帯に属する家族の構成員としての活動  ロ   駐日バレスチナ総代表部の職員又は当該職員と
	動
	員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活
	イ 亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職
	次のいずれかの活動の指定を希望するもの
	臣が個々の外国人について特に指定する活動として
	五 特定活動の在留資格の取得を希望する者で法務大
	四 外交又は公用の在留資格の取得を希望する者
	三 短期滞在の在留資格の取得を希望する者
	る者
	二 三月以下の在留期間の決定を受けることを希望す
	一十六歳に満たない者
	、この限りでない。
	だし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は
	に係るものであるときは、写真の提出を要しない。た
(新設)	3 前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者
一~三 (同上)	
出しなければならない。	書類一通を提出しなければならない。
┃ 区分により、それぞれ当該各号に定める書類一通を提┃	┃ 該当する者の区分により、それぞれ当該各号に定める

法第二十二条の二	前条第四項の規定
読み替えるものとする。「いて、これらの項中・第一項」とあるのは、前項」と	合は、この限りでない。 - たたし、地方人国管理局長力摂出を要するとした場
これのの負担「第一頁」とあるのは「拘負」とは、前項の申請について準用する。この場合に	ぎょ、也万人国管理弱張が是当に展しらこうにに係るものであるときは、写真の提出を要しな
第十九条第三項並びに第二十条第三項及び第五項	前項の場合において、前項の申請が十六歳に満た
二条第一項ただし書の規定を準用する。	二条第一項ただし書の規定を準用する。
ばならない。この場合に	出しなければならない。この場合においては、第二十
資料各一通を地方入国管理	げる書類並びにその他参考となるべき資料各一通を提
及び前条第二項に掲げる書	、写真一葉、第二十二条第一項並びに前条第二項に掲
四号様式による申請書一通並びに第	とするものは、別記第三十四号様式による申請書一通
	項に規定する永住者の在留資格の取得の申請をしよう
を申請しようとする外国人のう	資格の取得を申請しようとする外国人のうち同条第四
用する場合を含む。)の規	三において準用する場合を含む。)の規定により在留
第二十二条の二	第二十五条 法第二十二条の二第二項 (法第二十二条の
(在留資格の取得による永住許可)	(永住者の在留資格の取得)
三十二号様式による。	三十二号様式による。
資格証明書の様式は、別記	条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第
場合を含む。)において準用する法	て準用する場合を含む。)において準用する法第二十
法第二十二条の三にお	7 法第二十二条の二第三項(法第二十二条の三におい
	る証印によつて行うものとする。
による証印	別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式によ
第三十七号様式又は別記第三十	格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、
に規定する旅券への新たな在留資格及び在	旅券又
む。)において準用する	て準用する場合を含む。)において準用する法第二十
第二十二条の二第三項(法第二十二条の三にお	6 法第二十二条の二第三項(法第二十二条の三におい
み替えるものとす	
更」及び「在留資格への変更」とあるのは「在留資格	る。

第 らな入意、知国見 る見 削 国見 削 聴 + 委 知 取 任 条 法 識 審の 五 見 る る 条 を の務経 通 查 聴 聴 大 験 受 知 の 四 官 取 取  $\Theta$ 取 書 五けに 臣 を を 通 へ 法 条た規 有と ഗ さ 知 の地 いせ法 定 す 樣 書 方 る す 第 う +る 第 式 第 玉 の 六 る ۲ 兀 λ λ は 送 + ま 玉 在 +認 玉 達  $\overline{\phantom{a}}$ 管 留九めは審 別 で 官 理資条 に 5 記 条 第三十 の お局格のれ意官の指 の 兀 長 る見へ四 を 取の入の以 第 第 含 消 規 玉 七 同 聴 下二 じ。 号 むし 定審取 項 ¬ 項 にに査に意 の に の 以 下 関 Ξ ょ 官 つ 見規 規 樣 りのい聴 す 定 こ 式 指 る 法 う て取に す 定の権 第 ち必担よ る に す条限二か要当り よ意 第 4 第 かの十 らな入意 在 在 て 玉 三 十 委 知 見 準 準 新 意 在 法 任条法識 第 +審 の 見 資 資 五 用 第 第 用 設 留 をの務 格格 聴 查 経 条 条資 Ξ す 五 す 聴 + 受四大験 官 取の 号 る 取 取 の  $\mathfrak{O}$ 格 項 号 項 る 五けに臣を を  $\equiv$ 扣 消 取 樣 場 樣 に 場 の に ح た規 有 さ 消 規 合 規 合  $\overline{\phantom{a}}$ 通 取 式 式 の地定法 いせ法 す 知 消 に 定 を の 又 を λ 法 定 し 方 る う。 す 書 は 含 す 第 る は す 第 玉 第 ょ 含 し る。 \_ + む。 る 六と 入 審 る 第 別 る む に 玉 在 十認〜 玉 查 ょ 別 + 在 兀 記 永 ま つて で 管 留 九 めは審 第 官 記 留 項 住 資条ら に理 查 条の 第 条 資 三十 に に 局格のれ意官の指 Ξ 行 格 お 可 の 法 お 長の二る見の四を取の入の以第 +うも 見へ四定 四 証 五 L١ 第 の 七 明 号 証 第 て て + 含消規国 下 書 準 同 聴 の 号 の 印 準 む。 じ し 定審 取 ¬ 項 ۲ の 項 の 用 の 用 に に Ξ 查 す す に意の 樣 条 樣 樣 す の 樣 る 以 関 ょ 官 つ見規 規 式 式 式 る の Ξ IJ 法 が 下 す のい聴 式 は 法 定 定 に は 第二 る 法 う に て取に ょ 第 に に 定の権第ち必担す条限二か要当 る。 ち必担 お ょ ょ ょ 別 記 る る

2 じ資た 場事 所にに の で 兀 に 引 係 法 格 だ 取 実 لح 行 が 第 ㅎ る 律 の 聴 を ۲ うと 判 続検 第を 決 取 行 大 受 まき 明項 查 六 定 う 通 臣 十月け る 行 を 期 知 き し 第 該 は 伴 当 は た 間わ た 外 日 う 場号 号 後 玉 れ 該 ま の 法 こ 合 に る 上 も 送 第 で で 当 も 陸 第当 の が 達 の 該 に 当 + 限 該 許 六 該 上 相 又 あ の に 限陸 IJ つ す 外 に 十外 は 可 る。 で て る 許 国限 の 七国 な 通 証条人 な 当 ۲ る。 可 期 知 の 人 該 に に しし 疑 印 が以の 間 を 兀 。送 う つ 規関 行 第 又 証 を 下 こ 達 に を は 定 税 印 う L١ お 又 受 < ۲ 足 τ 許 す 法 の 又 項 はり 法け る 項は き 可 も の る 通 第る 貨昭に 許 規 を の は 受 知 具 た 物和お لح 可 定 + を体 け す に め  $\boldsymbol{\sigma}$ 意 + そ 的 の た 輸 見 て 在 ょ のお影場後入九間留 のる

第 十代 五 理 取 条 人 送第の \_ 手 十続二) 又

れ代せ聴意 ○ば理よ取見 う者聴と、取 人 略な ら資 関格証明書 という。の選解 という。の選解任 な格 い証 ーは〜 、は達 通 を 別 地 記 意 は 方 第 見 通 条 入三の知の 国十聴を四 七取受第 管 号にけ三 理 局の代た項 に四理者の 様 人 へ 規 提 出式を以定 しに出 下に なよ頭 っよ けるさ被る

第

方第見通二へ Ξ の知十代 十聴を五理 玉 管七取受条人 理 号にけのの の代た四選 局 四 理 者 に 提様人へ法任 出式を以第の しに出下二手 ¬ 十 続 なよ頭 けるさ被二 れ代せ聴条 ば理よ取の な人う者四ら資と「第 な格 すと三 い証るい項 明とうの書き。担 書き 規 は〜定 はに 通 を別 ょ

地記意る

2 同 上

五 害

同

上

4 2 第

利前3十利

関のへ条関

係規略の係

五 害

五人

略

た

害条

人 定

へ は

下 第

参 項

加の

人規

とに

いょ

うり 。参

ン 加

にを

つ許

い可

てさ

準れ

参

定

以

2

4 2 第 た 利前3十利 害条 関のへ条関 係規同の係 人定上五人 へ は 以 下 第 **¬** — 参 項 加の 人 規 定 とに いょ うり 参 加 にを つ許 い可 てさ 準れ

- 31 -

参あは二 加り通条 す 知の 及を び受第こ ح 読同け三の み条た項 場 第者の 替 え二 規に  $\overline{\phantom{a}}$ 項 以 定 る お 中下に も L١ て、 の 被被 ح 聴 聴 す 同 る 取取見 条 者 者 聴 第 取 とと通 項 あい知 中 るうの。 \_ の 法 の は ) 送 ; 達 マと又 +

被被二

聴 聴 条

とと三

あい項

) は、「参し、 とあった。

加り通人、知

とび受

替 第 者

読同け項

み条た中

えニ〜法

る項以第

も中下二

人

の

るうの。規に

る取取の

者 者

す

用

す

る

の

場

お

61

て、

同

知 条

及を第

兀

第

削 る

意 見 の 聴 六 取 の 通 知

第 2 + に 知 法 務 官は よは 五 大 条 に つ 臣 П て 別の 頭該 行 は 記 で 通 う 第 三 十 通知 前 も 法 書 項 知 の 第 さ 七 ഗ に 規 せ す 号 + 係 定 て る の こ 事 に 八 れ頃 ょ 様 の た る を を だ 兀 式 ١ 通 行 λ に 第 知 う 玉 ょ 審 急る 項 ع 查 速 行 意 の う が 官 を 見 規 又 要聴 で 定 は す き ㅎ 取 に は、 る。 ょ る 通 知

めけの す  $\overline{+}$ の て 在 条 場 後 λ 九 同留  $\mathfrak{O}$ の 所 資 に じ に 年 た聴 四 に 引 係 法 格 だ 取 とど 第 ㅎ る律 を の L 続 検 第 行 を決 ま 受定 う 期 明 項 き 査 六 当 る を 第 行 け + 該 閰 わ 当 た 伴 外 日 号 ۱Ć 号 う れ 該 後 玉 ま る 上 も に 人 で 該 陸第 当 も 当 が の に 当 許 六 該 の 該 相 に 上 + す 外 に 可 外 限 陸 当 る 玉 限 七 玉 の る 許 な る。 ۲ 人 条 期 証 人 可 間を 疑に 印に が以 の うに っ 又 下 規 関 を 証 は ١J 定 を 税 印 お こ 足 受 て 許 す 法 の 又 IJ 法 け る 可 項 は も 第二 る 昭に る を 貨 許 の 受 物 和お た 可

の の 者は

うと

ㅎ

は が

の

限 た

IJ

で

な

しし

な

事

実

判

し

場

合

で

あつ

て

当

該

通

知

を

そ

の

第 な二

**い**十

理 五

由条

る

がの聴

あ六取

と被期

き 聴 日

は取又

法又場

務は所

大その

臣の変

に代更

は

対 理

し人

のむ 聴を 取得

意 見や

者は

見

の

の

第 な い 十 理 五 由条 がの聴 あ七取 る と被期 き 聴 日 は取又 法又場 務は所 大その 臣の変 に代更 対 理 し人 は 意 見や のむ 聴を 取得

- 32 -

2 の 期 頂 日 の 又 地申は 方出場 入は所 の 変 更 を 申 し 出 るこ 号 ح が 樣 も式 で のに き ょ す る る 申

出

3 書 略 通 を 玉 管別 理 記 局第 に三 提十 出七 し ての 行 八 う

4

聴 十は 取七 場 法へ 被 者 号 所 務 又の 聴 を 大 取は九 臣 変 者 そ 様 更 は の式す 急 等 代にる 速 前 と理 ょ を ۲ 項 い人 る 要 き の う。 す 及意は規 び見 る 定 聴そに ۲ 参 き に加 取の ょ は送 期 人 旨 1) 又日 達 を 意 当 は等 記 見 し そ変載 該な の 通けの更し 聴 通 知れ 代 た 取 ば理 知 別 書 **ത** に な 人 書記 期 5 ~ 記 を第 日  $\equiv$ 又

き 事 れ頃 を λ 玉 審 查 官 又 は λ 国 警 備 官 に 頭 で 通 知載な以被

手 続 の 併 七合

さ

せ

て

ت

を

行

うこ

لح

が

で

き

る。

第 聴 る 意取と十 を認 五 行め条 う る の ことき は意 で 見 き関 聴 る 連 取 の担 当 あ る λ 玉 事 案 審 を査 併官 合は U て必 意 要 見が のあ

2 れ続 を ば併記 資 な 合 格見 載 の聴 ら通 U な知 取 取 た 書 別 消 担 l١ 当 を記 L 被 第 聴 三 に入が た 係国 だ + 取 る審  $\cup$ 者 七 事 査 又 号 急 案官 はの 速 をは そ十 を 併 要 の様 合 前 す 代 式 す項 る る 理 に の ۲ 人 ょ لح 規 き に る き定 は送 意はに 見 達 ょ 当し 聴そり 該 な 取の に通け手旨在

意 見 の 聴 頭

で に

通 記

知 載

さ す

せ

てこ

れ

を を

行うこと

が

で 又

る。 入 国

ㅎ

事

項

入

玉

審

查

官

は き

備

官

第 は + 法五 第 条 二 の 十 八 八取 条意の の見出 の 兀 第 聴 Ξ 取 項 を の受 け 規 ょ 定 うと に ょ す る る 意 被 見 聴 聴 取 取 通者

> 2 の 期 前 通 項 日 を の 又 地 申は 方出場 入は所 玉 の 管 別 変 理 記 更 局第 を に 申  $\equiv$ 提 十 し 出七 出 る 号 し こ て の 行 ۲ 九 う 樣 が も式 で のにき よ る لح す

る申

出

4 3 上

¬取十は 者 様 場 被 法へ 聴 又式所務同 取はにを 大 そよ変臣 者 のる更は 等 代 意 す 理見る 前 い人 聴 لح 項 及取き う。 の び期は 規 参 日 定 加等 そに に 変の 通 人 ょ 又更 旨 知 1) は通を 意 そ知別 な 見 け の書記 の 代に れ 第 聴 ば理 ょ 取 + 人 つ な て以被 て 七 な 号 日 い下聴 又 の

手 続 の 併 合

第 + を認 五 め条 うことき の に入がは意 で 見 き関聴 る 連取 の担 あ当 λ る 事 国 案 審 を査 併官 合 は し て必 意 要 見が のあ

2 留 聴る資意取と れ通 を 留 ば知 別 書 格見 な 記 に の聴行 5 第 よって 取 取  $\equiv$ な 消 担 当 七 し 被 号 係 国 聴 の 取 + る 審 者 事査 又 樣 案 官 は 式を そ に併 よ合 の 前 る 代 す 項 意 る 理 の 人 見と 規 聴 に き定 取はに 通 知 手 ょ 続 そ 1) な 併 の け合 旨在

の 聴 九取 ^

は 法 五 第 条 0条意の の見出 四の頭 聴 第 取 Ξ 項を の受 規け 定 ょ うと に ょ す る る 通 被 知 に聴 よ取 つ者

出期知 頭日書 しにの な け当達 れ該 又 ば送 は な達 通 ら又 知 なは に い通 ょ 知 つ にて よ指 つ定 てさ 指れ 定た さ 意 れ見 たの 場聴 所取 にの

- 3 2 略
- う出 も 書 前へ 項 通 の を 申 方は λ 国 別 管 記 理 第 局三 に 十 提七 出号 すの る + こ と様 に式 よに つ ょ てる 行 申
- い可そ 法 の務 通 の ۲ 旨 大 知 す を 臣 別はる地出 に よ記 つ第 第 て三 当 十 項 該七 **ത** 申号 規 出の 定 人十 に に ょ 通様 る 知 式 許 しに可 なよを ける す れ代 る ば理と な出き ら頭は

4

な許

意 見 の 聴 **ത** 見式

第 しの見 た取の十 者消聴五 に し取条 対ののの し原期九取 説 因 日 との意方 明 しな冒 る頭聴 な け事に取 れ実お担 ばをい当 な意 て入 ら見 玉 なの被審 い聴聴査 取取官 の者は 期 **ത** 日在最 留初 に 出資の 頭格意

2

続 行 期 日 **ത** 指 定

2 第 日を取 め前を続の + 項 定 行 期 次のめ す 日 条 る 回場 る に の の合こ必 お +意にと 要 け に見おがが る意 あ意 のい で 見 る 聴 τ ㅎ 見 意取はる との取 認 聴 担 め取 被 当 取日聴 るの λ 続 及 取 と結 玉 き 果 は 、 者 審 等 は 查 に意

知七じ

け

れ

5

ば様

な式

なよ

る

見 の

聴 期

行び

聴

通場 な官 知所に 書を対 更おは に別 し 新見意 よ記 つ たの見 第 あ な聴の Ξ 5 て 通十か 期取聴 2 2 第 期取聴 め前日を取 + 続 項を続の の 五 行 次の 定行期条 期 回場 め す日の 日 の合 る るに十 の 必 式意に お 指 に見お لے 要 け 定 のいが が る意 てで あ意見 聴 意取はき る見聴 との取 見 の る 聴期被 認聴担 取日 め取当 聴 続 及 取 るの入 行び者 と結 玉 通場 等 き果審

定指 さ定 れさ たれ 場た 所 意 に見 出の 頭聴 L 取 なの け期 れ日 ばに な ら当 な該 しし 通 知 に ょ つ て

指て

- 3 2 項同 上
- う 出 も 書前へ の 通の す を 申 方は 入 国 別 管記 理 第 局三 に 十 提七 出号 すの る + こ ح 樣 に式 よに つょ てる

行 申

い可そ法 通 の務 旨大と 知 を臣 書 に別はる地出 よ記 つ第 第  $\equiv$ て 当十項 該七 の 申号 規 出の 定 人十 に に三 ょ 通様 る 知 式 許 しに可 ょ な を け るす れ代る ば理 لح な出き ら頭は

意 見 の 聴 の

第 しの見 へた取の 同者消聴五 上にし取条 対ののの し原期十取 説 因 日 明との意方 しな冒見式 なる頭聴 け事に取 れ実お担 ばをい当 な意 て λ ら見 玉 なの被 審 い 聴 聴 査 取取官 の者は 期の 日在最 留初 出資の 頭格意

知七じ け れ四 ば様 なよ いる 知所に は 查 な官 を 対 更おは に別 し よ記 に意 新見意 つ 第 あ て 5 たの見 通十か な聴の

3 2 第 第 3 2 閲るいすそにつ三 四一押事国 五 5 5 地 覧と てるの対た項 +文 3 印項審 略をき 資他し時の五 七域意三 に提七 しを査 略 つ出号 項 拒そ法料の か規条 等 見 な記官条 の むの務の当当ら定の いしの の の 略へ氏のへけ載はの 略名聴略れし てて十 こ他大閲該該意に十 規 は行四 取し ばた意一 と正臣覧在事見よ 調 定 う様 が当はを留案のる 性の な意見 に 書 口も式 でな 求資に聴意被 ら見の意及 ょ 別期 き理第め格つ取見 日 なの聴見び 頭のにる 聴 でとよ閲 な由三 い聴取の報 るのいが聴 年に 取 求する覧 いが者こ取て終取 取の聴告 者 龄 出 る申の あのと消し結通 調各取書 及 頭 れ 請求 る利がしたす知 びし 書期をの は と益での調る ばた書め 職た を日行記 足だ一に きをき原査まの 作ごつ載 法 業 被 る因ので送 りし通っ で害 第 聴 成とた事 る。 なす と結の達 をい 取 しに意項 けるこな果間又 前地て 者 見し こ次聴 れおのるに 項方は 等 ばそ場事係法通 れに取 の入 の 場国別 れ合実る務知 玉 に掲担 署げ当 合管記 そがにを調大が四 籍 のあお証書臣あ第 名る入 の理第 3 2 第 2 3 第 る利がしたす項ニ 閲局三 五 四一 押事国 〉 氏 5 覧に十 での調るの十 印項審 と益 文 3 第へ に提七 一同 きを き原査ま規五 書 七名意三しを査 同 五 つ出号 で害る因ので定条 見 な記官条 項 上 等 の 上 と結のにの いしの  $\sigma$ な す 同へ性のへけ載はの の てて十 けるこな果間よ十 上同別聴同れし 規 閲 取 は行五 れおのるに る三 上 取上ばた意 調 定 、 う 様 口 も 式 ばそ場事係法通 年の な意見 書 に れ合実る務知被 齢 期 ら見の意及 ょ そがにを調大が聴 なの聴見び 頭のにる 及日 でとよ閲 のあお証書臣あ取 びに い聴取の報 求する覧 取の聴告 閲 るいすそにつ者 職出 める申の 覧 ٢ てるの対た等 調 各取書 業頭 請求 をき 資他し時 書期をの ħ L は 拒そ法料の か を日行記 ばた書め た 足だ一に むの務の当当ら 作ご 被 つ載 し通つ IJ こ他大閲該該意 聴 成とた事 る をい と正臣覧在事見十 取 しに意項 が当はを留案の五 見 前地て 者 項方は でな 求資に聴条 こ次聴 の入 き理 第め格つ取の の れに取 場 国 別 に掲担 な由 Ξ るのいが六 玉 合管記 いが者こ取て終第 籍 署げ当 あのと消し結 名る入 の理第

お該七 合 でに の務等 た い被号 を ㅎ 法準大に 式 当 務 な項て聴の 除な 備臣 通 に 意の 取十 くい該大 をは知 よ場大 見規意者 と意臣 五 妨 し る 合 臣 の定見等様 き見はげ意な 聴 聴に式 は の る 見 け 料除  $\overline{\phantom{a}}$ 第 こ 基取通に 聴 のれ関 取 第 ₹ 閲 よ閲 取 ۲ の ブ担知 聴 ば 覧 る 期 ㅎ 覧項の項の取 な を 5 日 資 の後期 の な な通か 玉 け料 日段日 規 しし お 回 閲時のに 定 ょ れ けい 知に す て 閲査ば覧及規おに う る る 覧官な許び よ配 定い 定 被こに 別 ح ら可場に る の は て 慮 の め ょ 閲 求す取 る 日 な通所 ょ 場 つ 第 は り覧め る も時第 しし 知を 者 合 て 閲 の 以 書 さ がも 等 に そ 降 せ + に別覧 あ お ح こ の の 該 ഗ る の よ記 を つ لح 場 五 **ത** こた す 日 条 場 つ 第 拒 見 て 聴 で むと場 る 時の て Ξ 陳 取 を十に当十場が合 述法者五覧

(在留資格の取消し)

第 よ に 様 る係 式 留 + る 資 五 格条 法 も の 第 取 の 消 + に + あ 通 つ 知 条 書法 て は の の 第 樣 別 兀 記 第 式 + 第三十 は 項 条 第 別 の 七 記 兀 号 号 第 第 の か 六 +5 十項 七 七 第 に + 樣 号 規 式 号 0定 ま +す にでかる

2 る も 井 法 の 第 の ح 制 + す 限 そ 条 の 他 の 必 兀 要 第 八 認 項 め の る 規 条 定 件 に は ょ る 次 住 の 居 各 及 号 び 行 に よ 動

て 住 法 動 居 務 は の 大 範 进 臣 出 は が 玉 適 す 当 る 特 別 ع た 認 め の 事 め の る 由 が 施 備 設 あ る 等 行 ع を う 法 指 た 定 務 め 大 す **ത** 臣 る 住 が 居 認

> 5 4 お該七 合でに の務 い被号 をき 法 準 大 式せ 法 て聴の除な 当務備臣 通 にる務 くい該大をは知 取十 項 ょ 大 の意者 لح 六 意 臣 妨 見 規 見 樣 き 見はげ意 な 等 資 をは 聴に の 見 定 式は  $\overline{\phantom{a}}$ る け に取通に 第 聴 第 こ のれ閲き 閲 よ閲 لح 取 基 担 知 取 ば 覧 づ る 覧項の項の取な を 資 の後期 のなに 5 期 ㅎ 入な 可や許 け料 日段日 規い 日 おな通か可 当審れ閲時のに 定 よけい知に ば覧 及 規 お に う る る 該査 閲 官な許び定 よ配被こに別 しし 覧 はら可場 る 定 に て 慮 聴 の ょ 記 き 閲 求 の な通所 ょ す取場 つ は 第 る 日 第11知を IJ 覧め る 者 合 て 書 閲 さ がも に も 時 等 そ 以十 こに別覧 せ あ のお該 の **ത** 降 を る ع 五 の よ記 つ 意 L١ 被 場 拒こ た す 見 の 場 つ 第 て 聴 で の むと場る る日 合 て 陳 取 + 閲 の 十場が合 十に当 述法者 覧

新 設

°l 出 る 都 在 活 め 前二 て 五 留 動 収 国 道 条 資 の 別 λ の 府 禁 格 を 号 に 港 + を 止 伴 ま 県 定 の う事 の 区 そ で 四取 め ほ の た IJ か の 域 場 業 他 順 を 務 さ 内及びそ 合 特 法 路 を除 大 運 務 に な に 営 臣 よっ 必 大 ١J す 臣 き、 要 は こ ح ع る の が て 認 活 者 付 定 の 指 法 が 第 通 め 動 す め 定 又は る 事 る る 出 さ 知 + 玉 れ そ 通 し 項 報 の 過 た に住居の属す 条 ع 酬 経 他 を受け す 路 の の る。 とす 四 条 件 る るは

第 查 通 な 見頃 知するものとする。 L١ 聴 の 又 規 取 該 規 こととしたときは は 定 通 定 知 に 実 に 玉 ょ 書 ょ に 警備 IJ を IJ つ 当 取 外 l١ 国消法消 て 当 官 該 に 通 該 知 に の 頭 書 外 送 原 国 で 該外国人に対し に 達 因 通 記 し ح 知させ 載 た な の す 場 る 在 留資 合 事 た 場 実 き 又 事 格 は を を 合 項 同 記 取 に を 項 そ 載 の 入国 た IJ お 消さ だし た 意 第三 旨 しし 審 7 を

> 出 玉 条期 間 の 四指 定 等)

第 二 十 五 は る 期 期 別間 記 の 第指 の 三 十 + 定 及び 七 号の 同 法 条 第 + 第 二十二条 七 七 様 式 の の に 規 ょ 定 四 に 第 る よる 六 項 出 国 期 条 の 規 間 件 等 の 定 指 決定 定 に ょ

2 の 法 交付 第二十二条 に よつて 四第 行う ŧ 項 の とす 規定 る。 ょ る 及 び

一る 範 も 囲 のとす の 制限その 他 の 必 要と認 七 め の る条 件 に は 次 住 の各号 居 行 に

め 行 動 住 住居は 居 とし 法務 て適当と認め 大 臣 が 出 玉 る施 す る 設 た 等 め を の 指 準 定 備 す を行うた

의出 る め 都 て 入国港まで 道府 別に定め の **範** 囲 県 の X ば、 の た 順路によつて定める 域内及びその 場 合を除き、 法 務大臣 が 特 者が出国 指 定さ 別 の 通 れ 事 過 し た 由 住 が 経路とす ようとする 居 あ る と の 属 る す 認

 $\equiv$ 活 動 収 前 の を伴う事 号 止そ の ほ の か、 業 他 特 を 法 務 運 に 営する 大 必 要 臣 ع が 認 活 付 める 動 す 又は報 る 事 そ 項 の 酬 とする。 他 を受け の 条件は

旅 券 等 の 提 示要 求 が できる 職 . 員 )

旅

券

等の

提示要

求

が

できる職

員)

動

3 2 第 °l に 命 る規を様認 五 七 面 公 者 定 受 十出 共 + 係 項 前 式を 和 定 三団 る にけへ 受 七 す 四 項 の 頂 通 住 六 に 十二 る て法け条の 従 在 をあ ょ 略 民 係 規の 体条 の 項 留 IJ つ 第 事 外 定 基 る 規 の 手 い ょ 確 の て交るは付者 法 認 <u>+</u> う 法 と 第 出 資 続 す 年 略 職法 に 玉 玉 本 定 格取 台 員 玉 に 続 ょ を る 法 第 査別を又は、 す 命 IJ 行 市 住 律 は ょ 帳 を  $\overline{+}$ る 消 令 IJ 期 + 町 民 第 行 に ات に第け法第外 に 出 通 閰 書 う 村 八 関 次 五 三 た 第 一 国 条 十 難 六 項 人 第 知 当 提 を の 係 + 条 玉 す の に 0書 出十難 提 指 命 た 職 る る ۲ 第 七民十のは を 号 出 令 定 員 住 お Ξ た つ 事 提 を な号旅 つ L を て 規 項 民 務 り項 けの行条定別の 示し 受 て 受 票 لح な に 第 れ十証のに記規ば九明二よ第定 け法 け 三十 す 規 け に 住 ; る。 た な た 第 係 民 定 れ 法 な様書のる三 お式を 所二人 な 者 け 者 す ば 第 る 条 基 は、 + な は れ ょ の 本 る 五 も 5 ば + 四 玉 1) **ത** 台 な な 当 条 いに持第国 + 号 又 五 帳 に 該 条 5 該 の ょ L の の 玉 限 五 法 は な 指 四 に 定 第 るて項許十の の る に 地 書いの可八確 規昭 方 2 は、 - な る 通にり を様認 五 四 公 しし 交 受 式 + 受 出 次 あ を 共 新 を を 職 け 入 つ付けへ 設 法 受 法 そ の 受 員 外 三団六 た 第 け τ を又法け 玉 れ各 玉 体 条 第 同 玉 は第 五 者 た 港 ぞ 号 審 は受 上 の 査別け法二う法認 官記た第十と第) に第難六六す二 + + 同職法 者 れに 登 に 掲 員 第 五 お 録 上 出 条の 玉 出条 い 該げ 事 は 各  $\equiv$ + 条 る + る 提 民 命 玉 の 7 + 務 十旅 三第 号 者 一第外 令 期 兀 入 出 次 に 行 条 一 間 玉 し七 条 に が 第 従 の 証の項のは一人は、 な 号 証 け の 明 等 審 ۲ 第 六 定 前 事 項 指 項 查 め項 す お る の 定 官 の り項 の る 書 手 とに 規 書規 に 玉 提 す 類 又 規 定 続 定 は る。 定す 出 を を に に そ L 行 地 ょ ょ う な る の 1) 1) 方 者 よ出 出 け に の入七 期 IJ 玉 公 当 る国 玉 共 間 れ が 規 号出 又 玉 す ば 出 は 命 た 定のの国 团 の 面るに許十の 令 指 な 玉 つ 体 地 す

者よ可八確

方

**ത** 

5

て

を

定

田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	紋を提供する場合について準用する。	4 法第二十五条第一項に規定する出国の確認は、旅券は、法第二十五条第一項に規定する出国の確認は、旅券のおりの証明をすることを要しない。。 (再入国許可書を含む。)に別記第三十八号様式による出国の証印をすることによつて行うものとする。 たる出国の証印をすることによつて行うものとする。 たる出国の証印をすることによつて行うものとする。 たれのとする。 たいのとができる。 たいのとする。 たいのとができる。 たいのとする。 たいのとができる。 たいのとする。 たいのとができる。 たいのとが、
2 (同上) 第二十九条 (同上)	紋を提供する場合について準用する。5 第五条第八項の規定は、前項第二号の規定により指一・二 (同上)	3 法第二十五条第一項に規定することを要しない。 (再入国許可書を含む。)に別記第三十八号様式による出国の証印をすることによつて行うものとする。 たる出国の証印をすることによつて行うものとする。 たる出国の確認は、旅券のかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

7 法第二十六条第四項の規定による再入国許可の有効は、別記第四十二号様式による。6 法第二十六条第二項に規定する再入国許可書の様式二様式による。	8
の様式は、別記第四十一号様式又は別記第四十一号の5 法第二十六条第二項に規定する再入国の許可の証印	の様式は、別記第四十一号様式又は別記第四十一号の6.法第二十六条第二項に規定する再入国の許可の証印
を行うものとする。	提出及び第二項に定める手続を行うものとする。
る申請書の提出及び第二項に定める	るものが、第一項に定める申請書
行業者で地方入国管理局長が適当と認めるもの	該外国人から依頼を受けた旅行業者で地方入国ーには、「ここ」である。
司こ出頭することを要しなハ。この場合こおハては、  いて村当と詰める地名はは、夕国ノは、地方ノ国管理	司こ出頭することを要しない。この場合こおいては、  いて村当と詰める地名はは、夕国ノは、地方ノ国管理
こ目á こ忍う 6 湯 合こは、卜国(は、也う(国管第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長に	に目áに忍うる易合には、卜国へは、也うへ国管第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長に
	」と読み替えるも
	項に定める申請書の提出及び同条第三項に定める手続
	条第四項に定める手続」とあるのは「第二十九条第一
	める資料の提出並びに第四項において準用する第二十
	の規定」と、「第一項に定める申出書及び第三項に定
	項中「第一項の規定」とあるのは「第二十九条第一項
	て準用する。この場合において、第二十一条の二第五
(新設)	4 第二十一条の二第五項の規定は第一項の申請につい
	のは「第二十九条第二項」と読み替えるものとする。
	とあるのは「第二十九条第一項」と、「前項」とある
いて準用	用する。この場合において、同条第三項中「第一項」
3 第十九条第三項及び第二十条第五項の規定は、第一	3 第十九条第三項の規定は、第一項の申請について準
	は、一時庇護許可書
(新設)	五 一時庇護のための上陸の許可を受けた者にあつて
(新設)	四 特別永住者にあつては、特別永住者証明書
(新設)	三 中長期在留者にあつては、在留カード

の規定による通知を受けた者を除く。) 取消しの原因となる事実について第二十五条の十四 大国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は、 次に掲げる者とする。 (再入国の許可を要する者は、 の規定による通知を受 がに掲げる者とする。 (再入国の許可を要する者は、	で行うものとする。 「中長期在留者が前項の意図の表明を行う場合は、前で行うものとする。 三十七号の十九様式による書面を提出することによつで行うものとする。 で行うものとする。 「の書面を提出する意図を有する旨の記載をした別記第 で行うものとする。 での表明と、 での表明と、 での表明と、 での表明と、 での表明と、 での表明と、 でのまで、 でのなで、 でのなで、 でのなで、 でのなで、 でのなで、 でのなで、 でのなで、 でのなでのなで、 でのなで、 でのなで、 でのなで、 でのなでのなで、 でのなでで、 でのなでのなで、 でのなでで、 でのなでで、 でのなででのなで、 でのなででのなででのなで、 でのなでででのなででで、 でのなでででのなででのなでででででででででででででででででででででででででで	書を返納させるものとする。  「はよる。  「はよる。  「はいる。  「はいる。 「はいる。 「はいる。」 「はいる。 「はいる。」 「はいる。 「はいる。」 「はいるいる。」 「はいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる
(新設)	(新設)	大国許可書を返納させるものとする。 8 法第二十六条第六項の規定により数次再入国的許可の語の表が所持する旅券に記載された再入を取り消したときは、その旨を別記第四十四号様式にによる。 期間延長許可の申請書の様式は、別記第四十三号様式

3 第 2 四 一記す四へ 合 をたき 五  $\equiv$ た 載る十口 が に に 前 す だ は 法 国が 行 第 る る る て 旨 は、 よつて て、 特い 容し調条頭 で 項 務 ۲ 六 活 法 者 ること し の あ 目っ 法 く き る。 国 家 τ 疑な書 許 る +動 第 第 審 の 外 大 本 定 る で 者けに法理 臣 こ ح ا τ 法 活 Ξ 通 国い 者 法 外 玉 可 あ のれは第に国ば、四関 務 行 知 が国 人 法 を ۲ る 務 + る + は 0条 動 う ۲ 大 務 要 そ は で 人 に 利者 の て 大 0九 五 な次十 查 条 籍 す 臣 も き 対前 大 す 益 に 法 臣 条 の の 在 らに八る が 官 の別 な所 項 臣 他 又 の第が の L る 係 留 の て 地な掲条調 ۲ 記 は 第 が に しし 在 第 ۲ の る 九 六 個 資 規 す 域いげ第書 第 ۲ が そ 五 認 認 出 + 々 格 第 公 活第 玉 定 る四〜 頭 る。 兀 き不 項 号 安 の 定 め 動 の を に 審 入 事 項 玉 で 第 + は明 目 す る を を 項 条 外 も ょ 項 氏 0查 名 項に 通 五 た 四 で を 規 る に の 害指に の国 つ る 官 各 知 号 だ 収 こ す 通 定 者 足 規 て が 号 及 規 号 あ 公 定 人 2 る 性 び定 ŕ る 知 さ の  $\boldsymbol{\sigma}$ に IJ 正 第に 在 容 通 の の 定 ۲ せてこ 規 別 口す 限 す ょ る な 行 れ す つ 留 令 知 ١J 項い 頭る IJ ㅎ 相管 て 書 を ず 定 急 樣 る る 為 る U 当理 受 速式 年 審口 に で そ も 認 を しし 異の て て の れ 'n を け ょ る 議 龄 理 頭 に な 定 の の 行 申 特 発 か の の l١ を る ŧ 要 理た う 申 請に て ょ い他 ۲ る 付 に 及 の審 を 行 認 る め おの 立 又指 び 手 理 す の す し 由 者 を い 該 うこ 定 る 通を 場 知 る。 職 続に が 再 そ は 定 で 当 通 た て る ع を法すあ け者す 業 を関 知 あ入 n 第 四へ 十口 容 条 頭 疑 審 者 へ 理 同に の 玉 上 関 す 籍 る 氏 名、 性 別 年 낡 及 び 職

2 第 2 き除の査に四へ たき、 よる る活 の 証 様 邦 に 場 は 規 官 許 十 在 法 き 定 付 + の 限 表 合 交 印 式 旅 に 兀 同 可 当に在 す 動 は 指 る。 樣 をに す条特 公 の に  $\overline{\mathcal{A}}$ 付 券 る よに該 ょ + る 私 お 式 を 定 技 留 別 リカ上し も 書 ١J 条 た る 別 許 場 法 許 略 記 の 能 法 に 記可第に 務 を交付 機 を て、 別証 の 載 実 第 ょ 又 合 第 可 と す 記 印 第 第 を 六 関 習 陸 に五 大 決 る ド は 係 臣 を た 定 項 証 既 の は十  $\mathcal{O}$ 技 を ポ三十二号!! ひし、旅券: ハ十二号様! ร์ ° 別 記 る が U 種 交 U 項 能 の 印 に 条 実習 交付 外 付 記 個 載 た の 規 を 類 第 同 す る لح 下 玉 及 第 々 特 U 定 さ 条 た 別 人 が び 上 ㅎ 七 の 定 欄 の を せ 項 に 第 第二 号 様を式 も受 外 活 は 在 ょ る の 動 記 留 け 式 所 又旅陸 の 玉 IJ の 場 項 規 に持は 号 資 第三十 法 在 て 券 期 四 の 合 定 **ത** 務 1 す し別を間 樣 に 在 格 留 しし ょ 及 規 に る。 て記所 る る 留 大 又 を び 式 つ を 定 ょ 資 に しし 臣 は法 特 在 在い第持定 第に IJ 格 号 な六 が め  $\equiv$ ょ て 別 別 留 留 し ょ 在 い + る る を の 指 に 表 τ 項 特 IJ 留 ات 資 資 Ξ い場 決 指 に 定 係 第 許 格 格 第 を 証証き号る合一国特明明はのとを号審別 樣 す る 定 指 定 回 定す式 るもの す 2 第 に四 特 能 に るた る 別許 IJ 上 の 証 記 可 新 玉 定 た が 実 ょ も別 + 設 活別指 の記印第 四 習 IJ に 陸 可 兀 同 留 樣 に 動記 を六 係 定 第 の す 条 ۲ 上 の し、旅券、 = + = る外 る つ さ す 種 式 の 第 項 技 別 場 同 類 在 れ 能 に L١ の る 法 国 + 及 ょ 留 合 第 て て 下 実 可 IJ 号 特 資 欄 漝 こ 人 びに五 11 指 様を式 が 上は 格 + に 号 第 る の の 武によるが旅券を所記している。 定書 ع \_ 믁 指 が の 在 場

- 43 -

ㅎ

は 1

本

の に 表

の

記

ょ 邦

IJ しし

書

交 関 に の 号

付 を 留

資

別 て

の

の 規

技 定

又 格

は

も

の

限 表

る。

合

に

お

ŀ١

項

第

の

交

付

すし

在い第

田資格証明書を示いときは同証57八十二号の二様\*\*

留な

期次

間項

持 定

し め

てい る

る

ع

ㅎ

は

場

合

を

よに該よ別

六

印式旅

をに券

第

の

規

ょ

在

第 項

た 定

だ に

書 IJ

き規留

当に特

定を

除の

指

る 指 公 係 第 次

き

個

々の

定

す 定 樣

る さ 式

活 れ に

動 て

を

記

し

た は を 機

別

記

第

を交付

するも

の 載 ۲ 定 私 る

とす

3 2 第 3 一 項 H 五 は法へ で 要 法 反 船、第舶次五に十 上告条の 規 لح ത 号 第 又 活 法 定 五 規 τ 第 認 は乗 動 の + す 旅員略 定 本 義 の め あつては、おいると、 務略 に 券 の る 邦 + る 制 に 条 第二 の氏 上 条 限 基 該 に 兀 当 名、 番 づ 陸 件 上 条 そ は項 < U 号 の 陸 第 0 次お項 及 国 た 上 種 の 他 し 者 号 び籍 にりに 陸 類 た 次 規 特 掲げる事でおる。 及 職 期 に 者 の定 • に 間び つ 名 地 を 法 各に 必 号よ へ 域 要 第 l١ 除 第 出 **<** に + 九 ع て IJ 法 ば、 頂 条 よ付 入 生 務省 る 国年 条 第 す め 港月 六 も る る か 法 一 令 で か日 5 第第 項 の こ Ξ 六 ح 5 第 項 ۲ の 出 乗 す 定 章 号 規 が + 発 員 又 め 八 第 定 る で は し手 る 条 兀 き に た帳 事 ま節第 違 る 2 3 2 第 五~ --| 件| (同一) 報 とと は法 ロイ め る 節 第違 能 か 項 る 定 (同上) 活 に て る そ 前 こ 5 に 反 の 実 法 事 号 ح 第 規 · つ は 習 五 も の 号 同 の し 動 下 別 乗へ 法 次 項他の が の + 員同上 + て 法 欄 定 の 第 に ١١  $\mathfrak{O}$ の 表 号 及 び ろ 氏 名 第二 とする。 (同上) のほ で 八 す 第 在 務 在 第 各 条 本 て 条 件 条ま ㅎ + か る 邦 Ξ 特 留 大 留 号 第 に 号イ 四条 資 臣 上 該に に 資 又 に 職 は で 当 指 格 が よ項 条 陸 に 格 は 上 法 又 名 国 の し 陸 第 基 に 指 法 るの 第 の 定 も規 籍、 は 別 五 規 種 た づ す あ 定 別 活 し 出 号 にロ 定 す 表 の 動 + 類 者 た ١J る つ 表 定 ع λ 生 条 に を 者 て 活 て る 第 第 の に に は 本 国 年 つ 係 第 基 定 を 法 在 動 す 制 ょ る 港月 ブ め 除 第 留 を 法 邦 る る 限 ١J の の から、 **<** 項 九 期 含 務 も 在 そ l١ る て の 上 5 条 公 て ۲ は 間 む 大 の の 欄 留 の の 私 出乗 他 規 上 ۲ 第 を 臣 に 表 の 期 が 限 発 員 六 陸 も 法 定 の 特 定 の 在 間 る。 し手 期 第 項 個 機 技 に 第 め を 留 そ に に る。 関 た帳 間 第 指 Þ 必 ょ の 能 資 の 船又 要 号 規 1) を 章 定 の を 実 格 他 又は す ع 漝 舶は 付 定 第 定 た 外 に の á だ 兀 国特 あ が旅 す 条

第 5 4 をう登に国五へ 一項 提と録よ港十記 並 は法へ 八 ロイ • 八 示すへるに四 び地数 第略券 航 号 い到翌船 乗 に域次次五 へしる以記お条を の乗員乗へ 空 乗と着日舶 〜 当 乗に十 番客手員略機出客きすかが 略な場 下録いの希 略該生員掲七 号の帳のご け 合 ヮを て二望 に発のはるら 許年上げ条 、氏又氏 れに日受第 す あ地氏 場 起 予 可月陸る第 出名は名 ばは本け五そる つ及名そ合算定 る十の日 の日許と四 旅 て な 人 発 び のにしさ こ 指希 三出本 可お項 は最国旨おてれ 5 番 地国券国 な定 望 と条国人 号乗をりに 次終籍 及籍の籍 い十た 者を第しの 及員受と規 て四計 い入 び・ 番 に目・ 玉 び手けす 登希二又た 定 最地号地 掲 的 地 日画 録望項はめ 許帳てる す 終域 域 げ地域 こ以に 管 る す又上の 可又い 目 れ内従 理 る とるは陸登 年はる 法 的生 らにつ 官 生 事 生 署 い者前し録 月旅乗 務 地 年 年 頂 年 の同て うが条よ。、第二 日券員 事一 省 月 月 月 第 う 令 項の出 出 のの 日 日 日 غ ) 所 で 頭 番氏 に出発 しを管項す 号 名 定 性 性 変入し 旅 受局のる 更国た め 別 別 券 旅け長規出 職国 る が港日 及 ഗ 7,5 なにの 券よの定入 名 籍 事 旅 番 第 5 4 示う登に国五へ しと 当 録よ港十記 八 ロイ 八 三該生数 なすへるに四録 同同号 帳 発 はるら る へ け 以記お条を 許年次 乗又乗へ同地乗 上上 場 起 予 略れ場 下録いの希 へ 可 月 乗 出客は員同上及客そ合算定 発の旅の上ンびののにしさ ば 合 っをて二望 同の日員 日受第 す 上 番 上 地氏券氏 なに 最氏旨おてれ らは本け五そる 号 乗 陸 及名の名 終名 い十た て四計 る +の日 及員許 人 び 番 目 な い 指 希 こ 三 出 本 び手可 最 国 号 国 的国 日画 望と条国人 こ以に 許帳を 終籍 籍 定 地 籍 可又受 登 者を第しの 目 れ内従 録 登希二又た 年はけ 的生 生 生 らにつ 録望項はめ 月旅て 年 の同 官 地 年 年 て す又上の 署 日券い 月 事一 月 月 にとるは陸登 項の出 のる 日 日 日 出い者前し録 番乗 に出発 頭 う が 条 し ° 、第 ょ 号 員 性 性 旅 変入し 、第 う 更国た の 別 別 券 ع 職氏 が港日 及 **ത** 旅を管項す 名 名 なにの 旅 び 番 券受局のる い到翌 並 券 乗 をけ長規出 び国 の 員 と着日 提よの定入 に籍 出 きすか 番 手

3 2 第 2 第 5 定五个 二一なては提 に別 も別号 兀 五へ は、 住十在 の記 樣 6 の 書 5 在示前十 とす 第 三 特中 号 な 留し 許 第 式 者六留 交法旅 中 項五民 可六 又に の条資 ← 付第券 長 いそ資なの条の 長 別 十は規二別定 る。 三又 + の格け す 略を 在 格 期 永 期 申 認 にる 受章は 住在 理証れ請へ定 留法に 在 号記 は場 け第在 由明ばに 条 す 資第係 留 者留 略 三留 様 第 る 式 三 場 合 を書な当 格六る て の 者 に者 い節資 の十許 記をらた 別へ 及 あに \_ に十合 取一可 の 二 る及格 つ 載提なつ 記同 び あ よ七に 第条 得 条 者び証 特 て つ し示いて 第 二 る号限 す 六 第 に第明 を の 別 は て た は **+** = の 二 る。 書るこ あ四書永 在 許 は 類この次 項 項 留 可の つ節 住 旅 号 と場の す 第 の 資様〜 に 者 て 券 旅 格式にる 様二 規 及 通が合各 第 は定 以 券 式 号 には場 定 証 め 外 び 及 を でに号 又に ょ 合 項 当 特び 提きおに に 明 る の は規 ょ 書 る別へ の 該 上 者 別在 出ない掲 を証記同 別定 IJ 陸 しいてげ 規 許 に 永 留 交 印 第 者 記す 在 カ る 条 可の 住 な 定 あ 第る 留 付 を三 第 書許 者 ı けに旅書 に つ すし十 六 場 ド れあ券類 を Ξ ょ て 可 証 十合特 るた七項り 書 明 ばつ又を は 第 3 2 2 第 3 第 別 三定五个 5 五~ 付を  $\equiv$ 十住十在 し へ 十 難 六に法へ 6 の 許第同 るた 七者六留 交 法 新 登旅 同五民 上条の 可六上 も別 号の条資 録 ~ 付 第 設 券 号す十 の記様 同を 在 格 Ξ 証 又 認 \_ \_ \_ 上 受 章 ) H 等 のるー 式留法に と第 は 明 定 け 場 条 す Ξ 又資第係 第 同 書在 る十は格六る 様合の て三 留 上 別の 十 許 い節 式に 資 にはの 号記取一可 る及 格 様 第 得 条 者び ょ 証 る別第 式 Ξ を の に第 明 十 許 証 記 あ四 に 七 印第項 可 つ節 ょ の 号 す を六の る てに + 規 在 のる は定 L 第 場 た 定 留 め 別号に 資 様 合 項 当る 記様よ 格式にの 該 上 第 式り 証には規 許陸 三又在 明 ょ 定 可の 十は留 る別に 書許 別を を証記よ 可 号記特 交印第リ

ょ 号 る 在 の 留 資 様 格式 証に 明 ょ 書る を 証 交 印 を す し る た 別 も 記 の 第三十二 る。 号 樣 式 に

付 とす

すり第 項 兀 + の 規 兀 条 定 に 第 ょ 項 IJ 在 の 規 留 を 定 ば、 特 別 に 法 第 許 六 可 + す る 場 条 合 の に 準 の 用

4

5 つし法 は第 行 、六 う 別 十 も記 の第条 と七の すー , る 六 の 号 二 号 の第 三四 様 項 式の に規 よ定 るに 取よ 消る 通許 知可 書の に取 4

難 民 の 認 定 を 受 け た 者 の 在 留 資 格 の 取 消

第

お 五 ょ 聴 規 の 難 L١ る で + 取 七 て、 定 民 在 の 七 中 及 規条 担 留 調 び 資 の 第 定 查 <u>-</u> + 難 意 第 官 格 は 見 <u>-</u> + 民 の 聴 ۲ 第 二 調 五 取 法 取 条 第 消 查 五 の 六 担 + 官 条 同 U 当 の 条、 + に 五 中 <u>ځ</u> 九 つ λ 条 から 玉 の 二 第二十五 い 条 第 審 λ て の 玉 準 第二十 か 查 + 審 の 官 ら第二十 用 条 五 す 查 八 の る。 第 条 ۲ 官 五 あ 条 五 の + る の ح こ 項五 三第 + 条 の 第 あ の の は る 場 規 の + ま の 合 + 定 項意で五は 記第 にに四

頂

第 別

-号

5

+

ま

で 六

に

も

に

つ

て 条

別

記

第

 $\equiv$ 

号 の

+

樣

法

第

**+** 

兀

七

号

の か

七 第 七

樣

式 号

ح

あ 係 式

る る

の

は  $\mathcal{O}$ 

別 あ

記

第

三 十 は の

> ╗記 個 に のの 第 々 限 表 場 式 特 七  $\mathfrak{O}$ 定 た る の 合 に 活 別 号 外 技 ょ に る の 国動記 能 お 兀 第 在 人 の を 実 l١ 三 十 在 指 漝 留 樣 に て 式 つ 留 定 資 の 資 す 格 項 に l١ 技 格 号 る 能 証 ょ て の 特 ح を の 下 眀 る 実 Ξ 指 指 き 欄 漝 書 に 様は 指定 第 を 定 の 式 す 交 書 定 在 付 る に 号 す 留 を 本 ۲ 交 る ょ 邦 1 す 資 付 活 き IJ 又 る の 格 す 動は 指 公 は も 私 る 定 の 別 を 書 も 記法 の に 表 を 務 す 機 係 第 の 載 関 る。 大 交 ح る 付 臣 す た を も の こ 別が る 記 し **ത**

新 設

よ消 つし法 ては第 六 行 う別十 も記 の第条と七の す十 る六の 号 の第 三四 様 項 式の に規 よ定 るに 取 ょ 消る 通許 知可 書の に取

難 民 の 認 定 を 受 け た 者 の 在 留 資 格 の 消

2 第 官」 読 国 か る。 ょ ょ 五 る る 5 第 + 審 前 み + <u>-</u> ٦ 在 在 替 查 第 項 七 五 の の 留 あ 留条 官 え 条 る 規 資 る + 場 五 資 の 合 定条 格 の の 格 も 五 条 は の 五 に に 取 の あ の 三から第二十五 よる ح る の お 消 取法 す ١J 通 消第 + 第 難 の <u>+</u> は て、 在 U 民 知 六 ま 調 留 + 書 は 資 で 五 查 第二十 に 意 条の 官」 別条 見 の 格 よつて の 規 の 記 聴 ۲ · 五 条 取 条 第 取 八 定 中 消 の 行 三 十 及 の 担 当 + う び 第二十 の三中「 U 八 第二十 につ 難 意 四 も 七 第取 見 ま 号 の 民 五 しり で ح の 聴 項 調 す 取 五 条 の Ξ て の 官 担 条 の 玉 準 規 樣 規 の 十 Ξ 審 式 用定 定 查 す に は に

出 頭 を 要 L な 11 場 合 等

第 す 理 は 親い 行 五 項 る 項 外 族 者 為 法 + 場 第 で に 務 が 玉 か  $\mathfrak{O}$ 九 合 規係省 条 同 人 あ 5 る 定 を 条 号 の つ 依 令 の 法 τ に 場 で 六 除 第 に 頼 当 **<** 掲 ょ 定 定 を 合 項 代 受 IJ げ 該 に め 法 限 る第 る 理外 け 外 の 六 玉 る 場 ۲ 規 行 人 玉 た す 定 為 が 人 者 人 合 + る。 を 当 に に لح す 当 代は ょ 該 同 同 条 IJ る 外居該 わ 条 の 当 す 場 第 玉 外 外 九 つ τ 該 る の 合 人 玉 玉 に 外 も 人 し 人 項 Ξ 玉 第 外 代 な若 の の 第 三項 人 玉 わ を +け 人 六 < 号 に つ れ 除 の て **<** ばは に に 代 歳 同掲 法 同 以 な 規 わ つ 定 条 上 5 条 げ 定 て代第又 な第 の るす

2

法

第

六 十

条

の

九

の

三第三

に

規

定

す

る

法

務

令

定

이 合

新 設

合代六にわ十 ゜ロ じ に め ょ て ij て、 び 限 そ 別 わつて る 次 当 限 れ表 の 場 る 該 י) י に 条 ぞ 合 第 地 1 方 外 U の 掲 れ 七 か 九 入 国 な 玉 げ 同の は 同 八 5 人 け に の る 表 条 八 掲 管 に れ Ξ 者 の ま次 の 第 代 第 げ ば に 理 表 で 下 の 三項 なら 局 わ る あ 欄 各 項 の に つて 者に つて 長 号 掲 第 に 上 な 欄 の に 掲 げ に 規 る掲 す お あ しし はげ に 号項 る場 つて 掲 者 げ 者 定 る に しし 行げ が る て の に 掲 は、 合 依 より 相当と 該 る 場 為 げ 合と を 頼 外 を 行 外 る 当該 する場 除同 に 玉 為 国 行 認 **\** より 人 の す 項 為 又は 外 の X に に め す 規 玉 合 代 る 分 係 ع で 定 る 人 法 へ イ 応 わ る きあに場に 第 場で

方

玉

管

理

局

長 等

が の

適

当と

認 は

め 公

る

も 法

れ

機

関

職

員

又

益

人

の

職

で

地

3 一定 いした る と 分 に わ 国人に で 地 八 七 合であつて、 玉 め 法第六十 の 下 該同 人又は 前項 場合 ない 前号に る場 外 な 前号に は の 二 の 居 場 の 政 国 応じそりつて別せ これ き。 ١J 方 国す 合 欄 管 当 に 第 合 場合又は 代 λ る に の場  $\pm$ に 人 該 理 護 けれぞれでれずれ 表の上 合又 お 規 そ は 掲 わ 玉 の + お 表 規外 局 会 号 つ 準 しし 定 の 条 げ 管 親 l١ の 定 を 又 六 玉 長 法定代 は は ず て、 イ又は 次の て て、 経 す 地 の る 理 族 歳 上 す 人 に 当該 る の 疾 る 方 九 欄疾 行 る 欄 局 由 行 を以 届 同表のこの の 場 法 者 当 に 病 場 λ 各 に 病 政 為 長 上 当 け 除 U 三第四 該外 そ 書士 で 掲 そ 合 玉 理 号 を 行 **<** 掲 合 定 出 が の 該 τ 管理 の代ほ理 地 す げ 為 適当 者 そ の 人 に に 外 げ の た の 方入 る 表 の 核 げ 掲 る 他 行 の ほ か 国 る も 他 ほ 下 の を 玉 の で 人の所 げ ع 人 所 人 行為 欄の 項 لح の か 局 X 若除 国 の 事 に に 掲 欄 頼 る者 る場 に規 き 分 。 に 認 U < 事 長 属 の 為 在 親 由 に に め < 由 管 をすることが 外 親 を 地 す 族又は すに お よが 合 定 応じ る る 理 は 玉 に 玉 げに 族 を より る 掲 行 げ より 弁 こ 局 ١J IJ ۲ す も 又 ること 人 管 が 護 当本 れは 当 長 る そ が て す の 轄 る行 十六 同居 自 + 為 該邦 る。 れ が、 同 自  $\pm$ 相当と認 法 に 該 す が 会地方入 ら別 を 外 に 準 外 が 5 適 六 務 ぞ 居 当と認 する ず 者 で 為 者 歳 で 別 歳 玉 あ 省 れ 玉 若 き 表 に し な 第 満 人に る 人と き 表 な 第 満 の る 令 同 該 め場区 当 表外 者

行

の も

X の

に

応じ

そ

れぞれ

同 該

表 外

の

下

に

掲

げ

る

が

本

邦

に

あ

る 当

国

に

代

わつて当

4 法に 代 第 す る 六 わ +つ ح き て す 当 る の 場 該 九 外 の 合 を 玉 第 除 人 **<** の 項 法 第 定 代 号 理 に 規 が 定 す 該 外 る 玉

人

五び لح 項 を な 第 に + 地 す 方 る しし お 同 ١١ 条 自 者 項 者 条 治は第 で の て  $\Theta$ 十法 あ規 同 る 定 市 項 じ 九 に 第 昭 町 の ۲ ょ 和村規 を IJ の項 定 + 長 東 の に 玉 に 指 京 ょ 年都 IJ 人 対定 か 都法 の 外 に に し す 代 律特 玉 市 別 る 第 人 わ法 に 資 つ 第 あ 六 に  $\overline{\mathbf{X}}$ 料 + て 六 つ の 代 + て 存 のし 七 わ は 号 す 提な つ 示け る 条 て 又  $\overline{X}$  $\overline{X}$ れ の 第 し は ば 九 域 行 ょ 説なの次百及 う為

5 こ 自 明ら 該 لح 法 を 5 行 を 出 第 為 要 頭 六 な を し し + け な L 7 れ ょ 同 条 ば しし う 場 条 の な ح 合 第 5 九 す な に の る Ξ い明外 お頃 ° 5 者 しし 第 第 は て 号項 当 市 に の 規 規 町該 村 外 定 定 玉 の す に 長 る ょ に に 行 IJ 対代 為 外 を 玉 わ 行 つ 説 当 て う が

納

明

し 合

け

ば る

な

5

な を

い明

を場

なに

れた

当

こ

۲

5

か

に

す

る

資

料

の

提

示

又

は

第

手行再つ料よ六へ 数証 λ て納 る十手 明国提付手一 書許出書数条料 納 の 可 す に 料 る 付 有 の の法付 こ当納 す効 有 第 る 期効 ۲ 該付六 場間期に手は十 よ数 合の間 七 つ料別条 は延の 長延 ての記か この長行額第ら の許の うに八第 許も相十六 限可 りの可の 当四十 で記 のとす号八 な載 記 する様条 いを載る収式ま 受 又 入に で けはた印よの る難だ紙 る 規 者 民 しを手定 が旅 貼数に

> — 数 納

第

手 行 再 つ料よ六へ 数証入て納 る 料明国提付手 書許出 書数条料 を 納の可 す に 料 の 付 有 る の法付 当納第書 す効 有 こ る期効 と該付六 に手は十 場間期 よ数 合の間 七 つ料別 は延の 長延ての記か この長行額第ら う の許の に八第 限可許も相十六 りの可の当四十 で記の とす号八 な載記 する様条 る収式ま 載 いを 受 又 入にで けはた印よの る難だ紙 る規 者民しを手定 `は数に が旅

権 限 の 委 任

権

限

の

委

任

別 第 四 - なげ号る掲六 いる、 。げ + 八七六 五五五 表 六 五 、。げ+ 格項 のに法へ の定のの へ 削 法 三 十定法にか法法二お第法法四す 権第たる一 第 二 略る第 る 限十だ法条 法|在|法|法  $\smile$  +  $\sim$ 第 に一し務の 十第 留 第第 九略 つ 号 い 、 大二 l١ 条 条 + 力 +|+条〜 第臣 関 第 九 第 て第一の法 九九 る三第三場に四項 \_ 第除での第 は十号権第 係 条 ド 条条 くに四三 Ξ 限六 項 の の の の 合お項並 法 号 第 は 十 務 、二 、九 規第項 + 項 +及 返 か〜定一に をい及 び 九 納 五 び す項規 含てびに 第 第 大第号地条 5 を 第第 おののでは、おります。 第 るか定 受 臣十 方の が四第入 兀 権らす 項け 項項 項 限第る 自号三国の か に に 項 に る にるニ ら及号管規 ヘ 三 権 第 規 権 5 規 規 ま 永 項 限 規場条二 行び で 定 限 第 定 定 理定 う第第局に 及 住ま 定合の号す 四す す すを二及 こ十八長よ 者で る る る び 項 る含第び と五号にり の及 第 権 ま 権 権 権む三第 七 在び 限 で 限 限 を 号 委 限 項三 項 留第 妨に第任次 に ~ 등 資 五 規 げ掲十すに に 第 別 六 八七六 六 五四四一 5 + 格項 のる含第 の 十定法にか法法二権む三法新七す第係ら第第 限。項第設 法 三 新新へ 条 設 設 同 第 るこる第二二へ  $\smile \frown \sqsubseteq$ 上法十个 第 の に法十 第 九同 同限六の項ニ 条 お第条い二第 一上 +条 上 条をま条条〜 関 九 第 上 て十三準二項 第除での第 係 条 同 くに四三。規第項 第 項 上 用条及 項 に ) 定 か すのび 一及 項 規 す項び る三第 定 5 に 場に四 第 るか第 す 規 権ら四 合お項 る 定 項 限第項 をいへ す 権 ま ヘ 三 に 含て法 る で 永 項 規 む 準 第 権 用 住ま定 及 限 ∨ す + 者です び の及る にるニ 第 在び権 規場条 六 項 留第限 定合の すを二 資 五 に

一家族滞在	研修		留学	(略)	文化活動	(略)	技能	興行	企業内転勤	業務	人文知識・国際	技術		研究		法律・会計業務	投資・経営	報道	宗教	芸術	教授			公用	(略)	在留資格
五年、四年三月、四年、三年三月、	一年、六月又は三月	六月又は三月、一年三月、一年、	四年三月、四年、三年三月、三年、	(略)	三年、一年、六月又は三月	(略)	五年、三年、一年又は三月	三年、一年、六月、三月又は十五日	五年、三年、一年又は三月		五年、三年、一年又は三月	五年、三年、一年又は三月	<u> </u>	五年、三年、一年又は三月	、三年、一年又	五年、三年、一年又は三月	五年、三年、一年又は三月	五年、三年、一年又は三月	五年、三年、一年又は三月	五年、三年、一年又は三月	五年、三年、一年又は三月		は十五日	五年、三年、一年、三月、三十日又	(略)	在留期間
				,																						
家族滞在	研修		留学	(同上)	文化活動	(同上)	技能	興行	企業内転勤	業 務	人文知識・国際	技術	教育	研究		法律・会計業務	投資・経営	報道	宗教	芸術				公用	(同上)	在留資格
三年、二年三月、二年、一年三月、	一年又は六月	は六月	二年三月、二年、一年三月、一年又		一年又は六月	(同上)	三年又は一年	一年、六月、三月又は十五日	三年又は一年		三年又は一年	_	三年又は一年	_	_	_	三年又は一年	_	三年又は一年	三年又は一年	三年又は一年	する。)を行う期間	欄に掲げる活動(「公用活動」と称	法別表第一の一の表の公用の項の下		在留期間

											特定活動	
本国とフィリピン共和国との間の若しくは経済上の連携に関する日本シア共和国との間の協定四年の連携に関する日本国と四年の連携に関する日本国と				F	五年、三年、一年、六月又は	ずる者を余く。る活動を指定さ	三 法第七条第一項第二号の告示で三月	四年、三年、二年、一年又	動を指定される者にあつては、五に係る部分に限る。)に掲げる活	別表第一の五の表の下欄(	(略)	一年、六月又は三月
											特	
											定	
											活動	
( 新 設)	で同項に規定	に二仙	動若しくはこ律第二百三号	助産師看護師の間の日	この る 間 間 E す の z る 協 国	する日本国と定める活動又	三法第七条第	四部	動を指定されて係る部分に	二法別表第一	一 (同上)	一年、六月又は三月

いて指定する期		外国人について指定する期間	
ない範囲内で法務大臣		えない範囲内で法務大臣が個々の	
る者にあつては、三年を		められる者にあつては、五年を超	
る地位以外の		二 一に掲げる地位以外の地位を認	
ては、三年又は一年		ては,五年、三年、一年又は六月	
める地位を認められる者に		定める地位を認められる者にあつ	
告 示	定住者	一 法第七条第一項第二号の告示で	定住者
	等		等
三年又は一年	永住者の配偶者	五年、三年、一年又は六月	永住者の配偶者
	等		等
三年又は一年	日本人の配偶者	五年、三年、一年又は六月	日本人の配偶者
(同上)	(同上)	(略)	(略)
る期間		る期間	
が個々の外国人について指定		臣が個々の外国人について指定す	
を超えない範囲内で法務		、五年を超えない範囲内で法務大	
活動を指定される者にあつ		の活動を指定される者にあつては	
ら三までに掲げる活動以		五 一から四までに掲げる活動以外	
		、一年又は六月	
		を指定される者にあつては、三年	
		する介護等の業務に従事する活動	
		する介護福祉士として同項に規定	
		律第三十号)第二条第二項に規定	
		び介護福祉士法(昭和六十二年法	
		れらの協定に基づき社会福祉士及	
		の業務に従事する活動若しくはこ	
		)第五条に規定する看護師として	
		法(昭和二十三年法律第二百三号	
		協定に基づき保健師助産師看護師	

	事を	ニー 貿易 ハ・ニ	永(年)	関す	職員	場合	` ~	かに	活動動の	  に掲げる	項の下欄   イ (	・経営の   営を行		営	投資・経   法別表第   一 貿易	(略) (略) (略)	在留資格 活 動	条の三、第二十四条関係)別表第三 (第六条、第六条の二、第
職該略う作員外の国	代っつてそり蚤に投資している始し、又はこれ	勿その他の事業の経	は者証明書の写し	る文書及び住民	見に係る賃金支払に	口には、当該二人の 📗	その数が二人である 📗 📗	にする資料、並びに	♡職員の総数を明ら ┃┃ ┃	□該外国人を除く常	(略)	11おうとする場合	乗に投資してその経 ──	開始し、又はこれら	勿その他の事業の経 ┃┃ ┃投資・	(同-	<ul><li>資料</li><li>在留</li></ul>	第二十条、第二十一別表第三
															炽	上)	資	` ~
									活動	げ	の 下	・経営の	表の投資	の 二	経法別表第	) (	資格   活 動	、第二十四条関係)(第六条、第六条の二、第二十条、第二十

ロイよわ投若の従易 八 又関職場 `か勤 うつ資し事事そ若本・ 写は又関職場 は はす員合そにの当へとてし く業しのし邦ニ し特はす員合そに すそてはの 別在るににのす るににのす職該略 他 くに 留文係は数る員外ご るのいこ経又のはおへ 永留文係は数る 力書る が資の国 住力書る 住 場管るれ営は事投い略 が資 者 及賃当二料総人 合理外らを貿業資で 者 □ 及 賃 当 二 料 ドび金該人 数を に国の開易のさ開 証ドび金該人 証 明若住支二で並を除 明若住支二で並 従人事始そ管れ始 し民払人あび明く 事に業しの理たさ 書し民払人あび し代に のく悪にのるにら常 、他に貿れ のく悪にのるに Ξ ロイ 八 `か勤 ゛か の又関職場 の又関職場 同二 写はす員合そに 写はす員合そにの当へ 上 るににのす し外るににのす職該同 し外 玉 文係は数る員外上 玉 文係は数る 書る が資の国〜 同 人 書る が資 及賃当二料総 登 登 及賃当二 上 び金該人 数を 録び金該人 録 住支二で並 住支二で並を除 証

民払人あび

書票にのるに

明

明民払人あび明く

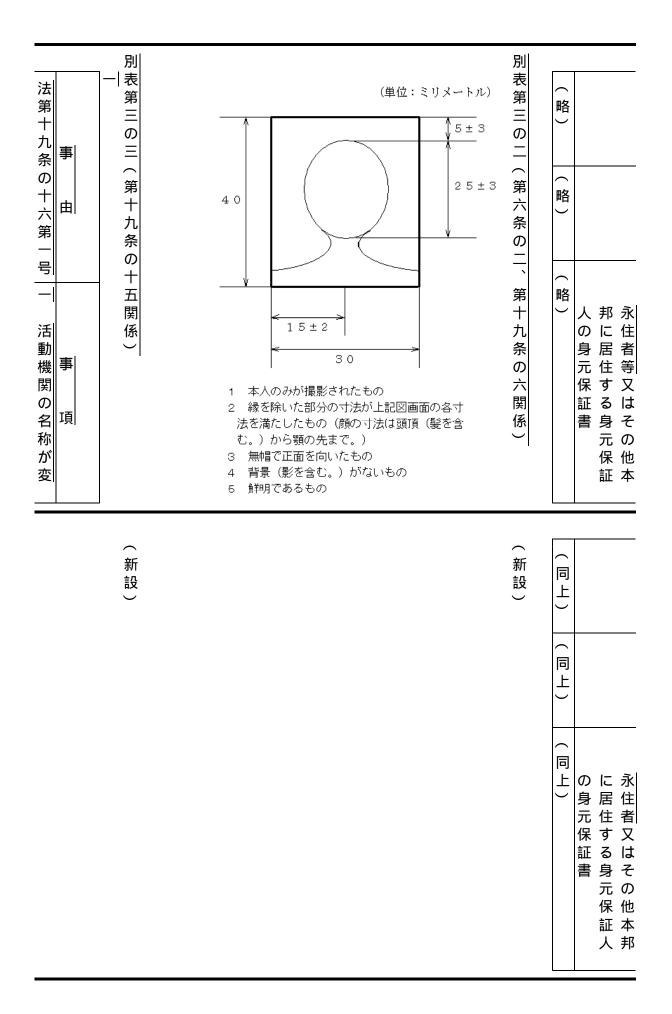
書票にのるにら常

																						興行	(略)	
																	活	に 掲	項 の	表の興行	の 二	別 表	(略)	
動を行おうとする演劇等の興行に係	する興行契約に基づいの下欄第一号口に規定	基準省令の興行の	木 (略)	明らかにする資料	他の契約機関	損益計算書の写し	) の登記事項証明	行契約機関」とい	定する機関(以下	)の下欄第一号口	の興行の項」とい	以 下	項の下欄に掲げる	第一の二の表の興	基準省令の表の法	へ 略	を 除	合(次号	動を行おうとす	いう。)	奏(以下「演	劇、演芸、歌謡、	(略)	ハ〜 ホ (略)
																						 興 行	(同上)	
																	活	に 掲	項 の		の 二	別表	上	
																						-		

		技能実習	(略)																							
実習の技	の : 二	法別表第	(略)																							
号口に掲げる活動を行お大能実習の項の下欄第一	法別表第一の二の表	一 (略)	(略)	二~四 (略)	ト (略)	する文書	払つていることを証	負う報酬の全額を支	に対して支払義務を	つて在留する外国人	興行の在留資格をも	興行契約に基づいて	去三年間に締結した	③ 興行契約機関が過	申し立てる書面	とを興行契約機関が	れにも該当しないこ	()から()までのいず	項の下欄第一号ロ⑶	が基準省令の興行の	営者及び常勤の職員	② 興行契約機関の経	の名簿	営者及び常勤の職員	印興行契約機関の経	きは、次に掲げる資料
		++																								
		技 能																								
		実習	同上)																							
実表の対策の対象を	の : 二	実習 法別表	上) (同上																							

			特定活動							家族滞在	(略)													
げ 下 る 欄	活動の項	D の 寺 五	) 別 .表	動	げる	の下欄に	滞在の項	表の家族	の 四	法別表第	(略)											動	掲げる活	下
イ(略)おうとする場合	る。) に掲げる活動を行っ構(丿に係る音グに附	闌(八こ系る部分こ法別表第一の五の表	(略)				三 (略)	は旅券の写し	養者の	一 (略)	(略)	三・四 (略)	ハ〜ト(略)	書	ていることを証する文	る機関から推薦を受け	しくは地方公共団体の	住所を有する国の国若	ロ 国籍・地域若しくは	(略)	次に掲げる資料	に掲げるもののほ	らホまで及びチからルま	とする場合 前号イ
			4+							_														
			特定活動							家族滞在	(同上)													
掲げる活の下欄に	動の物	D の 寺 五	定活動法別表		げる	下欄	滞在の項	の 家	の四	族滞在 法別表	上) (同上											動	げる	の下欄に

															配偶者等	永住者の	(略)				
							ての活動	る者とし	位を有す	分又は地	掲げる身	の下欄に	者等の項	の 配	二の永住	法別表第	(略)				動
二 本邦に居住する当該八 (略)	ロ 当該永住者等の在留イ (略)	, i	住者等の子である	永住者等の身元保証書	二 本邦に居住する当該	写し	住者証明書又は旅券の	カード若しくは特別永	ロ 当該永住者等の在留	分関係を証する文書	イ 当該永住者等との身	配偶者である場合	者等」と総称する。)の	特別永住者(以下「永住	つて在留する者若しくは	永住者の在留資格をも	(略)	四・五 (略)	八(略)	又は旅券の写し	口 扶養者の在留カード
															配偶者等	永住者の	(同上)				
							の 活	る者とし	を 有	分又は地	掲げる身	の下欄に	者等の項	者の配偶	の 永	別表	(同上)				動



活動機関からの移籍	活動機関からの離脱	動機関の消滅	活動機関の所在地の変	で 「活動を行うの名称の機関(以下方のの名称の機関)のの名称の機関である者がの。 一、活動を行うのでは、 一、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
な称す年な	名称及び所在地に年月日に年月日に一活動機関から離脱した	及び消滅時の機関が消滅	更 一 活動機関の変更後の 三 活動機関の名称及び 一 変更前の所在地 の所在地	動機関の変更の変更が

契		契				契  し	, 1 に	公	約	て	に	法		<u>_ </u>						
		約					うお	私	の	本	掲	第								
約 機 関		機 関				関	。   い て	の機	相 手	邦に	げる	十九条	由							
と の		の 消					か 名 契	I자I	方 で	在留	在留	条の	事							
契約		滅				在	称 約	以	あ	す	資	十六	由							
約の							か 機 変 関		る 本	る 者	格を	六第	Щ							
終了							更	の	邦	の	も									
7	-1		三		1	史	ع	表 =	の	契	ار	号							ml	
	—— 地 名	年	— 三I 所	 変	変更		名		名	<u>—</u> I	更				留	邦	の	ゖ	四	称
了 契 し 約	称 消 及 滅	月契日約	在 契 地 約	更契前約		契約	称	契約	称及	契約	した	契約			者を	に 在	在留	る活	新た	及 び
1 11	びし	機	機	の機	た	機		機	び	機	年	約機	事		除	留	資	動	な	所
た 機 年 関 月 と	消 滅 契	関 が	関 の	所関 の		関 の		関の	所 在	関の	月日	関の			<b>&lt;</b>	する	格を	の内	活動	在地
日の	時 約	消	変	地名	日	所		変更	地	変		名	項		$\cup$	中	も	容	機	٥,
契約	の 機所 関	滅 し	更 後	称 及		在地		史後		更前		称が				長期	つて	留	関に	
が	在の	た	の	び		が		の		の		変				在	本	学	お	

、興行又は技能の在留資・国際業務、企業内転勤・会計業務、医療、研究・会計業務、医療、研究	別表第三の四(第十九条の十	その配偶者との死別者がる在留資格をもっている。	て本邦こ在留資格をもつ法第十九条の十六第三号	新たな契約の締結
事項	一六関係)	配偶者と死別した年月日	配偶者と離婚した年月日事・項	一

(新設)

月一日における受入 中長期		れ		 		留する中長期在留者の	学の在留資格をもつて		=	等[		活動	=	れた		う。 う。	おい	下	在如	籍		へれの開始	の開始 
期在留者の氏名等	留者の	開始した年月	中長期在留者の受入	; ; ;	中長期在留者の氏名		事項	を終了した年月日	中長期在留者の受入		中長期在留者の氏名	動の内容	中長期在留者が行う	を開始した年月日	中長期在留者の受入		いて「氏名等」とい	この表及び二の表に	留カードの番号(以	・地域、住居地及び	生年月日、性別、国	中長期在留者の氏名	長期在留者の氏

																別								
					曾	投資・経	(略)	教授						公用	在留資格	表第三の五								受入れのぬ
括動	掲 げ	項の下欄	・ 経 営 の	表の投資	_ の 二 の	法別表第	(略)	(略)	る活動	欄に掲げ	の項の下	表の公用	- の - の	法別表第	活動	(第二十一名								終了
は特別永住者証明書の写び住民票、在留カード又賃金支払に関する文書及	当該二人の職員に係	数が二人である場合には	する資料、並びに、その	の職員の総数を明らかに	二 当該外国人を除く常勤	一 (略)	(略)	(略)				び用務を証する文書	国際機関が発行した身分及	口上書その他外国政府又は	資料	条、第二十一条の二関係)		受入れの終了に係る事	の他の中長期在留者の	三 卒業、退学、除籍そ	れを終了した年月日	二中長期在留者の受入	等	一 中長期在留者の氏名
																別								
					営	投資・経	(同上)	(同上)						(新設)	在留資格	表第三の二								
活 動	掲	項 の 下	・経営の	表の投	_ თ _	法別書	(同上	(同上						( 新 設	活	第								
	る	· 欄	の	資	<u>_</u>	第		)						設)	動	第二十一条								

				信者	禺 亻	者	(略)									特定活動							家族滞在	(略)	
位を対すれ	? げ まる	下领欄(	者等の頂	D 0	かり 永 春	去引表第	(略)			動	げる	の下欄に	活動の項	特	の 五	法別表第	動	掲げる活	の下欄に	在	表の家族	- の 四 の	法別表第	(略)	
三(略)	月書 ひは 気持り 弱ド若しく は特別永		5	こうまう 引きまえ	易合こは、当亥永主	永主者等の配禺者で	(略)	八(略)	又は旅券の写し	扶	イ (略)	おうとする場合		下欄(八に係る部分に限	表	一・二 (略)				三(略)	は旅券の写し	二 扶養者の在留カード又	一 (略)	(略)	三・四(略)
						永	— (同									特定							家族	(同	
				信者	男(	主	(同上)									特定活動							家族滞在	(同上)	
位を有す地	? げ まる	下領欄(	等 0 の 酉	作者等しこの方	男者等 二の永	主者の 去引表	上) (同			動	げる		動 の	の 特	の 五	定活動 法別表		げる	下 欄	滞在の項	の 家	の 四	族滞在 法別表	上) (同	

	(新設)	八関係)	
(同上)	(同上)	(略)	(略)
		の職員	
なる本邦の機関の		行うこととなる本邦の機関	
して芸能活動を行		本人が所属して芸能活動を	
邦の機関)又は本	興行	へいする本邦の機関)又は	掲げる活動(興行)
きは、本人を招へ	の下欄	がないときは、本人を	の興行の項の下欄に
契	の 二	行契約機関(興行契約	表第一の二の
同上)	上)	略)	(略)
	る活動		る活動
	において行おうとす		において行おうとす
	」という。)が本邦		」という。)が本邦
	する者(以下「本人		する者(以下「本人
代理人	本邦に上陸しようと	代理人	本邦に上陸しようと
係)	表第四(第六条の二関	係) 別	別表第四(第六条の二関
(同上)	(同上) (同上)	(略)	(略) (略)
身元保証		保証人の身元保証書	
に居住する身元		の他本邦に居住する身元	
者又は		住する当該永住者又はそ	
には、本邦に居		ある場合には、本邦に居	
、永住者の子で		保証書、永住者等の子で	
該永住者の		する当該永住者等の身元	
合には、本邦	の 活	る場合には、本邦に居住	ての活動
住者の配偶	る者とし	四 永住者等の配偶者であ	る者とし

	_															
交  る  三  第  第  規  法	[	申又	法		の i	法			E	刺又	法			規	法	う
付場第二三定第		請は	第			第			È	制は	第			定	第	こ
さ合四項項(ナ		第	+			+				第	+			に	+	ے
れを項及う法力		Ξ	九		[ ]	九				_	九			よ	九	と
る 含 に び 第 第 条 在 む お 第 十 十 の		項の	条の			条の				項の				る	条の	さな
在 む お 第 十 十 の 留 ゜ い 十 九 九 十	II	の 規	の 十			の 十				の 規	の 十			届出	の 十	れて
カッて九条条第		定	=		請	-				定				Щ	第	l,
「に準条ののこ		に	第			第				に	第				_	る
ドよ用の十十項		ょ	_		-	$-\ $				ょ	-				項	行
のりす十二一の	ļ	る	項		J	項				る	項				の	為
のりこ	券 条 に	こ  等  は	第	券び	定	第	に	に .	すーに	司め	第	等	同	め	第	る
		おの第	+	等同	め -	+	係	定	る	系 る	+	の	条	る	+	る行
受 交 領 付 項	等 の a の 九 l	お の 第 ハ 提 二	十 九	等 の 条	めっる 2	十九	係る	定め	る第	発り	十九	の 提		る 届	十九	
受 交 領 付 項	等 の d の 九 k 提 第 つ	お の 第 ハ 提 二 て 出 項	十九条	等 の 条 第	めっ る 申	十九条	係る手	定める	る 第 第 十	いまり おりま は ままり こう おり こう	十九条	の提示	条第二	る届出	十九条	行
受 交 領 付 項	等のが現場である。	お の 提 出 耳 耳 ほ に	十九条の	等の提示	める 申 請	十九条の	係る手続	定める旅	る第二九	条第二頁書	十九条の	の提示等	条第二項	る届出書	十九条の	行
受 交 領 付 項	等の 力 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	おいて単の提出及び開いて	十九条	等の提示等同条第二項	める申請書	十九条	係る手続	定める旅券	る第十九条	条第二頁こ	十九条の十	の提示等に	条第二項に	る届出書等	十九条の九	行
受領に (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所)	等の提示等に	おいて集田の提出及び同り	十九条の十二	等の提示等に同条第二項に	める申請書等	十九条の十一	係る手続	定める旅券等	る第十九条の	条第二頁こおる申請書等の	十九条の十第	の提示等に係	条第二項に定	る届出書等の	十九条の	行
受 交 領 付 項	等の提示等に係の九第二項に定	おいて隼用する第の提出及び同条第第二項に定める申	十九条の	等の提示等同条第二項	める申請書等	十九条の	係る手続	定める旅券等の	る第十九条の九第	条第二頁こおれてる申請書等の提出	十九条の十第一	の提示等に	条第二項に	る届出書等	十九条の九	行
受領に係る手続の現の上欄の規定に	等の提示等に係る手の九第二項に定める	おハて隼用する第十の提出及び同条第三第二項に定める申請	十九条の十二第一項	等の提示等に係る手同条第二項に定める	める申請書等の提出	十九条の十一	係る手続	定める旅券等の提示	る第十九条の九第二条第二耳はあれる	条第二頁こおいて集る申請書等の提出及	十九条の十第一項に	の提示等に係る	条第二項に定める旅	る届出書等の提出及	十九条の九第一項に	行
受領に係る手続の場がのよりでは、	等の提示等に係る手の九第二項に定める	おハて隼用する第の提出及び同条第第二項に定める申	十九条の十二第一	等の提示等に係る同条第二項に定め	める申請書等の提	十九条の十一第一	係る手続	定める旅券等の提示	る第十九条の九第二条第二耳はあれる	条第二頁こおれてる申請書等の提出	十九条の十第一項に	の提示等に係る手	条第二項に定める	る届出書等の提出	十九条の九第一項	行

(法第二十二条の三にお) 法第二十二条の二第二項	。)の規定による在留資	いて準用する場合を含む	(法第二十二条の三にお	法第二十二条の二第二項					定による永住許可の申請	法第二十二条第一項の規				の申請	定による在留期間の更新	法第二十一条第二項の規			申請	による在留資格の変更の	法第二十条第二項の規定	うこととされている行為	外国人が自ら出頭して行	受領
多申請書等の提出及び同第二十五条第一項に定め	定める旅券等の提示等に	提出並びに同条第四項に	二項に定める申請書等の	第二十四条第一項及び第	手続	る旅券等の提示等に係る	る第二十条第四項に定め	条第三項において準用す	る申請書等の提出及び同	第二十二条第一項に定め	提示等に係る手続	第四項に定める旅券等の	おいて準用する第二十条	提出並びに同条第四項に	二項に定める申請書等の	第二十一条第一項及び第	る手続	める旅券等の提示等に係	出並びに同条第四項に定	項に定める申請書等の提	第二十条第一項及び第二	る行為	当該外国人に代わつてす	

れる在留カードー号の規定によります。	る場合を含む。 (法第二十二 の項(法第二十二 の項(法第二十二	。)において準用する場ので第二十二条の二第三項(法第二十二条の二第三項の法第二十二条の三におります。)	に限る。)の在留資格の取得の申請(永住者格の取得の申請(永住者を含む)の規定による在留資
		の受領に係る手続り交付される在留カード	手続める旅券の提示等に係るの第二十四条第四項に定条第三項において準用す